

# 遠賀川下流右岸圏域河川整備計画

令和元年 6 月

福 岡 県

## 遠賀川下流右岸圏域河川整備計画 目次

第1章 遠賀川下流右岸圏域の概要	1
1.1 圏域の概要	1
1.1.1 圏域内河川の状況	1
1.1.2 圏域内河川概要	4
1.1.3 地形、地質	9
1.1.4 気候	12
1.1.5 歴史・文化	13
1.1.6 土地利用	19
1.1.7 自然公園の指定状況	20
1.1.8 人口・産業経済・交通	22
1.2 治水と利水の歴史	26
1.2.1 治水の歴史	26
1.2.2 利水の歴史	27
第2章 河川の現状と課題	28
2.1 治水の現状と課題	28
2.1.1 洪水対策	28
2.1.2 内水対策	30
2.2 河川利用及び河川環境の現状と課題	31
2.2.1 水利用	31
2.2.2 河川空間利用	32
2.2.3 河川環境	34
2.2.4 河川水質	41
2.2.5 景観	46
2.2.6 河川に流入、放棄されるゴミ問題	46
2.3 まとめ	47
第3章 河川整備計画の対象区間及び対象期間	48
3.1 河川整備計画の対象区間	48
3.2 河川整備計画の対象期間	49

第4章 河川整備計画の目標に関する事項	50
4.1 河川整備計画における基本理念	50
4.2 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	51
4.2.1 洪水対策	51
4.2.2 内水対策	53
4.2.3 地震対策	53
4.2.4 危機管理	53
4.2.5 河川の維持	53
4.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全 に関する目標	54
4.3.1 水利用	54
4.3.2 河川空間利用	54
4.3.3 河川環境	54
4.3.4 河川水質	54
第5章 河川の整備の実施に関する事項	55
5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置 される河川管理施設の機能の概要	55
5.1.1 河川工事の目的、種類	55
5.1.2 洪水対策	55
5.1.3 局所的な改良	65
5.1.4 内水対策	65
5.1.5 水衝部等の安全性確保	65
5.1.6 堤防の安全性確保	65
5.1.7 危機管理	65
5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	66
5.2.1 河川維持の目的	66
5.2.2 河川維持の種類	66
5.2.3 施行の場所	67
5.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全 に関する事項	68
5.3.1 水利用	68
5.3.2 河川空間利用	68
5.3.3 河川環境	68
5.3.4 河川水質	68

5.4 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項 .....	69
5.4.1 総合的な被害軽減対策の必要性 .....	69
5.4.2 ソフト対策の具体的な取り組み .....	69
5.4.3 河川の利用・整備等に関する地域住民との連携 .....	72

## 第1章 遠賀川下流右岸圏域の概要

### 1.1 圏域の概要

#### 1.1.1 圏域内河川の状況

遠賀川水系遠賀川は、その源を福岡県嘉麻市馬見山に発して、飯塚盆地を北流しながら途中で穂波川などの支川と合流後、飯塚市街地を貫流して直方平野に入り、その後、田川盆地を貫流してきた彦山川と合流し、さらに犬鳴川などの支川を合わせながら北流した後に、響灘へと注ぐ幹川流路延長 61km、流域面積 1,026km<sup>2</sup> の一級河川です。

遠賀川下流右岸圏域（以下「下流右岸圏域」と称する）は、遠賀川下流右岸において中間市の新日鉄用水堰下流で遠賀川に流入する河川の流域です。

下流右岸圏域内の県管理河川は、表 1.1、表 1.2 及び図 1.1 に示すように、遠賀川本川に直接流入する芦屋汐入川、黒川、笹尾川、遠賀川流域界を境に遠賀川本川と洞海湾の双方に直接流入する江川と遠賀川本川側の江川に流入する支川曲川、曲川から分派し遠賀川本川に流入する曲川放水路、黒川から分派し曲川を経て洞海湾に流入する新々堀川、笹尾川から分派し黒川に流入する新堀川、遠賀川本川から分派し笹尾川に流入する堀川の 9 支川と、これらの河川に流入する後水川、成王寺川、坂井川、羅漢川、金剛川の 5 支川を合わせた 14 河川です。

なお、黒川と笹尾川には、遠賀川本川への流入地点上流に国管理区間があります。

また、下流右岸圏域の河川は、北九州市（若松区・八幡西区）・中間市・芦屋町・水巻町の 2 市 2 町を流れています。

表 1.1 遠賀川下流右岸圏域内の市町と河川（指定区間）

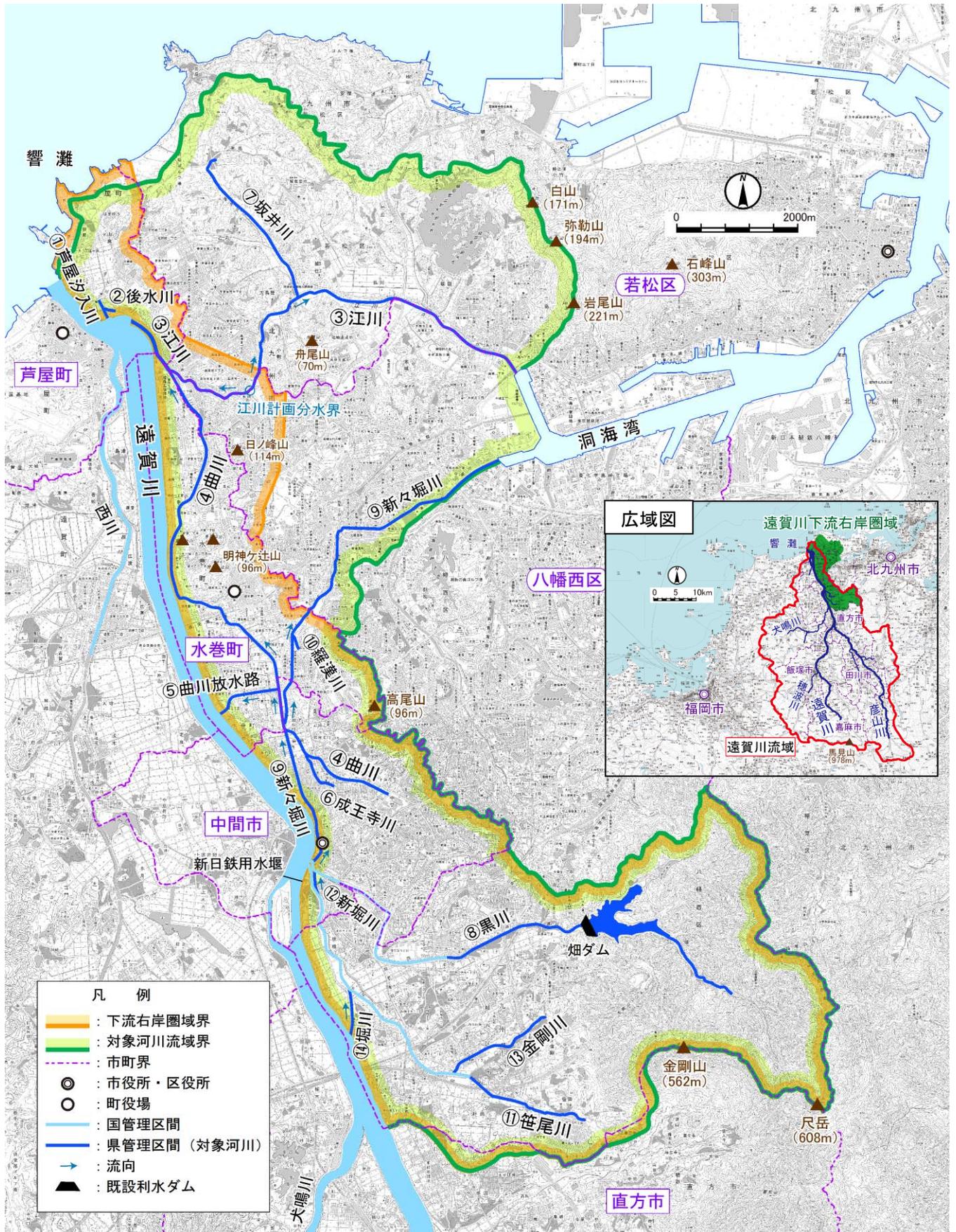
関係市町名		市町を流下する河川名（指定区間）	
北九州市	若松区	2 河川	江川、坂井川
	八幡西区	7 河川	江川、曲川、黒川、新々堀川、 笹尾川、金剛川、堀川
中間市		4 河川	曲川、成王寺川、新々堀川、新堀川
芦屋町		3 河川	芦屋汐入川、後水川、江川
水巻町		5 河川	江川、曲川、曲川放水路、新々堀川、羅漢川

※この他、笹尾川の流域内には、直方市域も一部含まれている。

表 1.2 遠賀川下流右岸圏域河川（指定区間）の諸元

河川名	河川区間		指定区間 延長 (km)
	始点	終点	
1 あしやしおいりがわ 芦屋汐入川	遠賀郡芦屋町大字山鹿字後水98番の1地先 (町道橋下流端)		遠賀川合流点 0.3
2 ごみずがわ 後水川	左岸:遠賀郡芦屋町大字山鹿後水2293 右岸:遠賀郡芦屋町大字山鹿後水78番の2地先		芦屋汐入川合流点 0.2
3 えがわ 江川	遠賀川分派点		洞海湾 7.8
4 まがゆかかわ 曲川	左岸:中間市大字中間字御館7146番の5地先 右岸:中間市大字中間字大浦6378番の8地先		江川合流点 7.9
5 まがゆかほらうすいろ 曲川放水路	曲川分派点		遠賀川合流点 1.1
6 なるおうじがわ 成王寺川	中間市大字中間字切畑621番の3地先 (切畑橋)		曲川合流点 1.6
7 きかいがわ 坂井川	左岸:北九州市若松区大字有毛字渡り瀬650番地 右岸:北九州市若松区大字有毛字鴨池1099番地		江川合流点 3.3
8 くろかわ 黒川	左岸:北九州市八幡西区大字畑字日尾66番地 右岸:北九州市八幡西区大字畑字大庭床391番地先		遠賀川合流点 4.9 (8.6)
9 しんしんほりかわ 新々堀川	黒川分派点		洞海湾 9.2
10 らかんがわ 羅漢川	左岸:遠賀郡水巻町大字吉田字御輪池1685番の2地先 右岸:遠賀郡水巻町大字吉田字御輪池1609		新々堀川合流点 0.2
11 さきおがわ 笹尾川	左岸:北九州市八幡西区大字笹田字半田289番地 右岸:北九州市八幡西区大字笹田字半田291番		遠賀川合流点 2.6 (7.6)
12 しんほりかわ 新堀川	笹尾川分派点		黒川合流点 0.2
13 こんごうがわ 金剛川	左岸:北九州市八幡西区大字金剛字上ノ坂1551番の2地先 右岸:北九州市八幡西区大字金剛字笹山1368番の1地先		笹尾川合流点 2.1
14 ほりかわ 堀川	遠賀川分派点		笹尾川合流点 0.7

(注) 本表の記載内容及び河川掲載順位は、河川調書に基づく  
指定区間: 県管理区間 ※ ( ) 書きは国管理区間を含めた延長



※河川番号は、前頁「表 1.2」とリンク

図 1.1 下流右岸圏域対象河川位置図

### 1.1.2 圏域内河川概要

#### (1) 芦屋汐入川（一次支川）

芦屋汐入川は、遠賀川右岸の芦屋町域北部の雨水を集めて南流し、遠賀川本川に流入する河川です。

県が管理を行う区間は、芦屋唐戸水門から上流の区間であり、河川沿いには家屋が連担しています。兩岸はコンクリート護岸となっており、2箇所の水門が設けられています。



写真 1.1 芦屋汐入川【OK300 汐入橋付近】

#### (2) 後水川（二次支川）

後水川は、遠賀川右岸の芦屋町域南部の雨水を集めて西流し、芦屋汐入川の芦屋唐戸水門上流の左岸に流入する河川です。

河川沿いには家屋が連担しており、兩岸はコンクリート護岸となっています。



写真 1.2 後水川【OK200 山鹿排水機場付近】

#### (3) 江川（一次支川）

江川は、北九州市八幡西区と若松区の区境を流れ、東は洞海湾に注ぎ、西は遠賀川本川に流入する河川です。自然河道でありながら、流路の両端が河口となり、水源を持たない珍しい河川です。河床勾配はレベルに近く、全区間で潮位の影響を受ける感潮河川です。

洞海湾側の河川沿いは、河口より 2km 付近までは都市化が進んでいます。それより上流は、集落と農地が混在する地域ですが、右岸側が北九州学術研究都市整備事業の区域となっており、平成7年より宅地造成等の大規模開発が進められています。



写真 1.3 江川【OK980 江川大橋付近】



写真 1.4 江川【4K140 汐分橋付近】

また、遠賀川本川側の江川の河川沿いは、家屋が密集しており、両岸はコンクリート護岸となっています。



写真 1.5 江川（遠賀川本川側）【6K980 三ッ頭橋付近】

#### (4) 曲川（二次支川）

曲川は、北九州市八幡西区と中間市の境界をなす丘陵地にその源を発し、中間市の市街地を流下しながら、途中、岩瀬<sup>いわせ</sup>地点で新々堀川と合流し、さらにその下流で曲川放水路を分派した後、JR鹿児島本線<sup>かごしまほんせん</sup>下流の杵排水機場<sup>えぶり</sup>に至り、その後、水巻町の水田地帯及び市街地を貫流し、鯨瀬<sup>くじらせ</sup>防潮水門で江川（遠賀川本川側）の下流から約 1.1km 地点の左岸に流入する河川です。



写真 1.6 曲川【5K450 赤池橋付近】

流域には、国道 3 号や JR 鹿児島本線及び JR 筑豊本線<sup>ちくほうほんせん</sup>が通っており、北九州市のベッドタウンとなっています。



写真 1.7 曲川【7K880 大正橋付近】

#### (5) 曲川放水路（三次支川）

曲川放水路は、曲川の下流から約 6.5km 地点の左岸より分派する放水路であり、洪水時にはポンプにより遠賀川本川へと排水されます。

放水路沿いには、家屋が密集しています。



写真 1.8 曲川放水路【0K000 高苗代橋付近】

(6) 成王寺川（三次支川）

成王寺川は、中間市街地の雨水を集め、曲川の下流から約7.8km地点の左岸に流入する河川で、中間駅の西側を北流しています。

河川沿いには、家屋が密集しており、コンクリート三面張りによる河道となっています。



写真 1.9 成王寺川【OK020 丸山橋付近】

(7) 坂井川（二次支川）

坂井川は、北九州市若松区の海岸沿いに広がる丘陵地や砂丘部にその源を発し、丘陵地に挟まれた平地部に広がる水田地帯を南流し、江川（洞海湾側）の下流から約4.1km地点の左岸に流入する河川です。

ほぼ全区間で、両岸がコンクリート護岸となっており、県管理区間の上流端付近には河川沿いに家屋が存在します。それより下流の河川沿いは、家屋も点在していますが、ほとんどが農地になっています。また河道内には、取水堰が存在します。



写真 1.10 坂井川【1K290 稲国堰付近】

(8) 黒川（一次支川）

黒川は、北九州市八幡西区の標高608mの尺岳<sup>しゃくだけ</sup>にその源を発して西流し、遠賀川本川に流入する河川です。遠賀川合流点から三条橋<sup>さんじょうばし</sup>までが国管理区間で、それより上流の4.9kmの区間が県管理区間です。

黒川の上流部には北九州市が管理する畑ダム<sup>はた</sup>があり、その目的は水道用水、工業用水及びかんがい用水となっています。畑ダムより下流の河川沿いには、農地のほか家屋も点在していますが、右岸側流域では大規模な宅地開発が進んでいます。河岸の法勾配は緩く、複断面となっています。また、河道内には、取水堰が存在します。



写真 1.11 黒川【4k460 香月橋付近】



写真 1.12 黒川【6K200 畑ダム付近】

**(9) 新々堀川（二次支川）**

新々堀川は、遠賀川から洞海湾までの舟運と用水のために開削された人工河川であり、黒川の遠賀川合流点付近より分派し、途中、曲川を経て洞海湾までつながっています。かつてはひとつの流路でしたが、現在では曲川からの分派点で流路は分断されています。

曲川合流点までは中間市街地を、曲川分派後は水巻町及び北九州市八幡西区の折尾市街地<sup>おりお</sup>を流下しており、河川沿いには、家屋が密集しています。



写真 1.13 新々堀川（曲川分派後）  
【4K340 清水ヶ元歩道橋付近】



写真 1.14 新々堀川（曲川合流前）  
【8K240 片峰橋付近】

**(10) 羅漢川（三次支川）**

羅漢川は、水巻町東部の市街地の雨水を集め、新々堀川（曲川分派後）の下流から約 5.6km 地点の右岸に流入する河川です。

河川沿いには、家屋が密集しており、コンクリート三面張りによる河道となっています。



写真 1.15 羅漢川【0K000 無名橋付近】

**(11) 笹尾川（一次支川）**

笹尾川は、北九州市八幡西区の標高 562m の金剛山<sup>こんごうさん</sup>付近にその源を発し、家屋や農地の広がる台地外縁部を北西に流れ、遠賀川本川に流入する河川です。遠賀川合流点から四郎丸橋<sup>しろうまるばし</sup>までが国管理区間で、それより上流の 2.6km の区間が県管理区間です。

流域内には、九州自動車道路および北九州都市高速道路の八幡ジャンクション<sup>やはた</sup>を有し、区画整理事業も実施されており、近年市街化の傾向が著しい河川です。



写真 1.16 笹尾川【6K060 ほたる橋付近】

**(12) 新堀川 (二次支川)**

新堀川は、遠賀川から洞海湾までの舟運と用水のために開削された人工河川であり、笹尾川の遠賀川合流点から約 0.5km 地点で分派し、黒川の遠賀川合流点付近に流入しています。

左岸側は笹尾川国管理区間の堤防で、右岸側は笹尾川からの分派点付近の河川沿いに家屋が密集しています。



写真 1.17 新堀川【OK130 地点付近】

**(13) 金剛川 (二次支川)**

金剛川は、北九州市八幡西区の標高 562m の金剛山付近にその源を発し、家屋や農地の広がる台地外縁部を南西に流れ、笹尾川に流入する河川です。

流域内には、九州自動車道路および北九州都市高速道路の八幡<sup>やはた</sup>ジャンクションを有し、河川周辺に住宅街が広がります。



写真 1.18 金剛川【OK400 金剛橋付近】

**(14) 堀川 (二次支川)**

堀川は、遠賀川から洞海湾までの舟運と用水のために開削された人工河川であり、遠賀川本川の河口から約 14.2km 地点で分派し、笹尾川の遠賀川合流点から約 2.4km 地点に流入しています。

遠賀川からの分派点付近の河川沿いには、家屋が密集しています。



写真 1.19 堀川【OK430 塩田橋付近】

### 1.1.3 地形、地質

#### (1) 地形

下流右岸圏域の地形は、遠賀川の河口から上流 15km の直方下新入<sup>しもしんにゅう</sup>で発見された貝塚から海水産の貝が出土していることから、縄文時代前期(約 5,000~6,000 年前)の気候の温暖化により、海面が現在の約 3~5m 高くなる「縄文海進<sup>じょうもんかいしん</sup>」によって、芦屋から直方付近まで海が大きく湾入したと考えられています。この湾は「古遠賀湾<sup>こおんがわん</sup>」と呼ばれています。

また、弥生時代になると気候が徐々に寒冷化し、海水面の低下や遠賀川上流からの土砂の運搬、堆積作用も相まって、河口から約 8km あたりまでに海岸線は後退し、低湿地と浅く蛇行した幾筋もの川が形成されたと考えられます。これが現在の遠賀川下流域の河川の原形となります。

遠賀川の沖積作用によって形成された三角州性低地を、標高 200~300m 以下の丘陵地や台地が囲んでいます。また、遠賀川本川右岸沿いには、自然堤防のほか、曲川の蛇行に沿って標高 100m 程度の独立峰がいくつか形成されています。

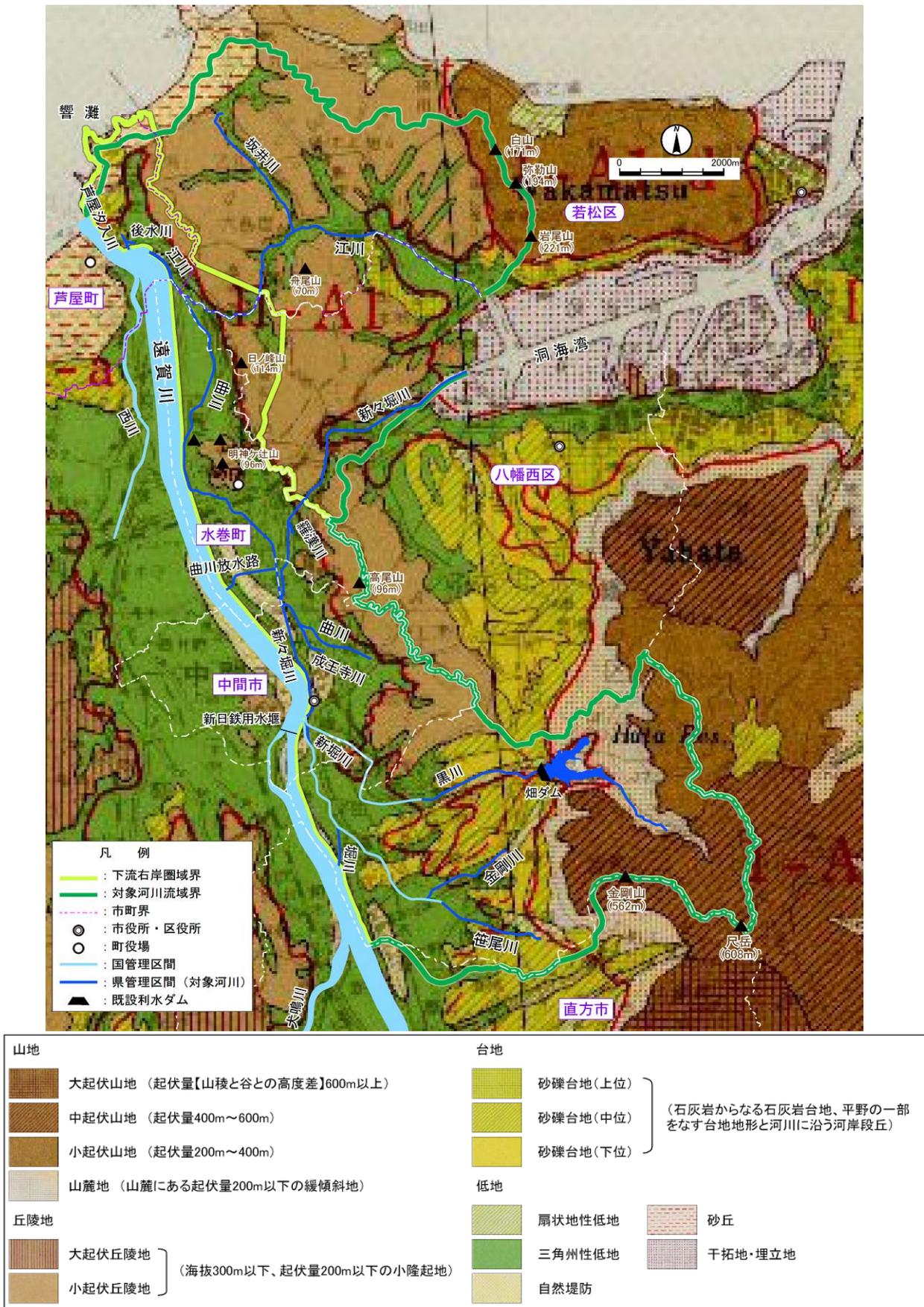
一方、圏域南東部に位置する黒川、笹尾川の上流域は、起伏の大きな山地となっており、標高 608m の尺岳が圏域の最高峰となっています。

特徴的なのは、沿岸部に分布する砂礫台地と砂丘によって遠賀川が塞がれるような地形になっていることで、遠賀川沿いの平地部は、全体が底の平らな盆地のような地形になっています。圏域内の各河川の流路は、ほぼ低平地を流れているため、勾配が極めて緩くなっています。

また、北九州市と水巻町、中間市の境界付近には、遠賀川流域の分水嶺をなす丘陵地が形成されていますが、その間を通過して江川が洞海湾に注いでいます。近世の初めまでは江川や新々堀川沿いに洞海湾は広がっていたため、江川の流路は全区間が、三角州性低地や干拓・埋立地となっています。このため、勾配はほぼレベルであり、流路の両端が河口となる珍しい河川形状となっています。なお、新々堀川については、分水嶺の丘陵地を開削して遠賀川から洞海湾に注ぐ流路とした人工河川です。

#### (2) 地質

下流右岸圏域の地質は、八幡西区の南部に広がる山地に中生代白亜紀の堆積岩類が見られ、北九州市若松区、中間市、水巻町には新生代古第三紀の堆積岩類である砂岩・泥岩等が分布しています。

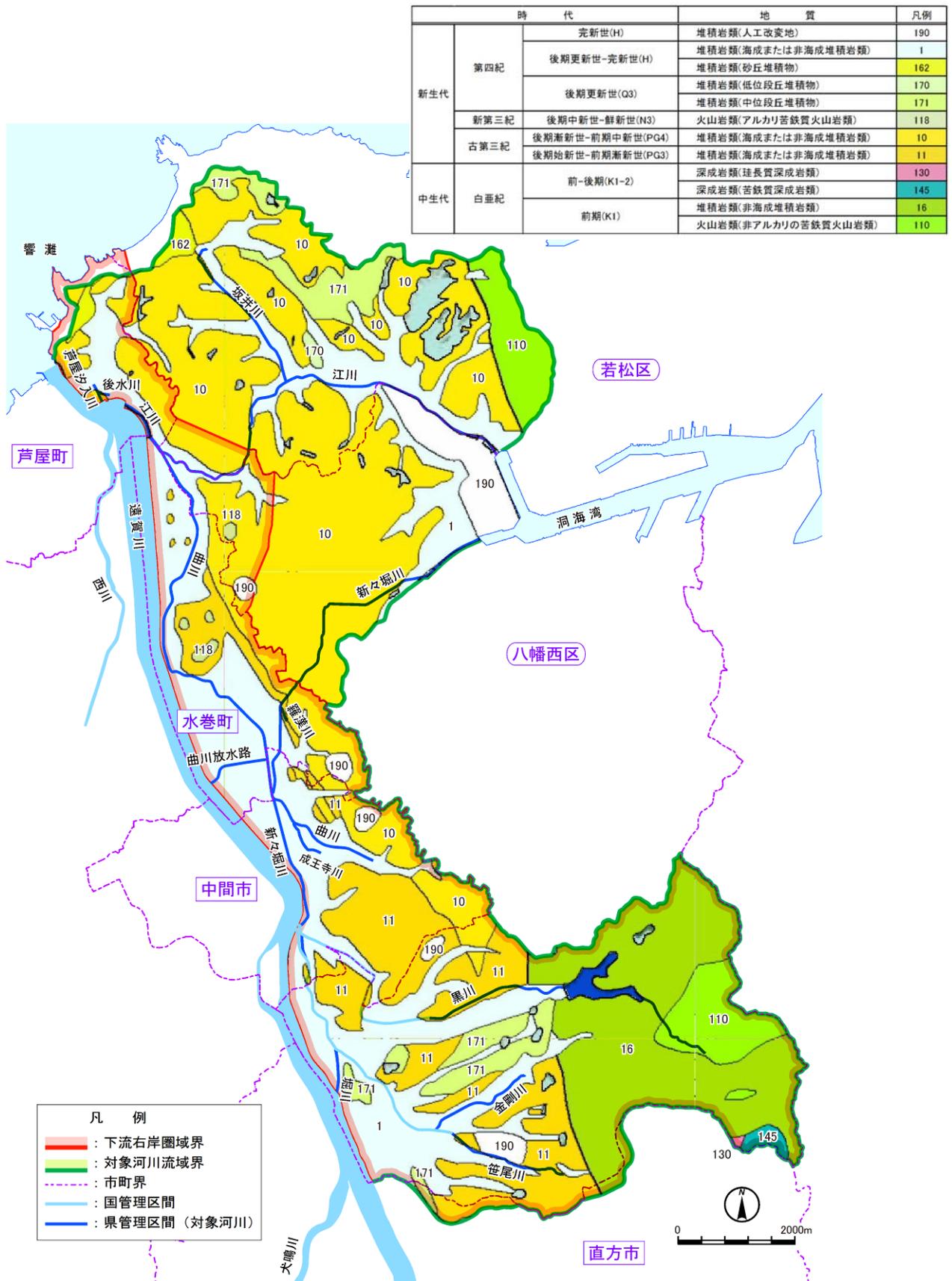


※20万分の1土地分類基本調査【福岡県】地形分類図(昭和45年、経済企画庁)より作成

図 1.2 下流右岸圏域 地形分類図

第1章 遠賀川下流右岸圏域の概要

1.1 圏域の概要



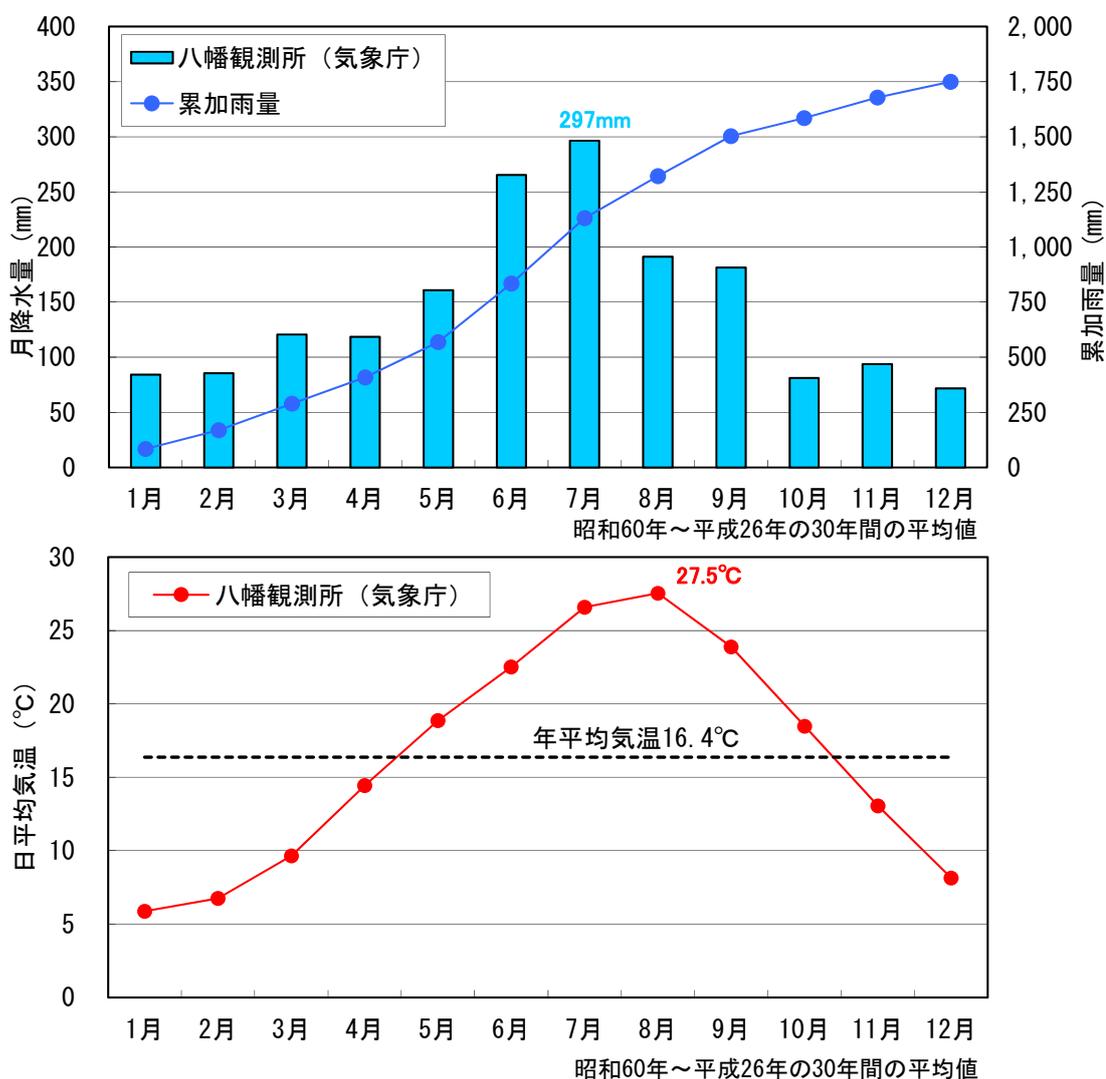
※20万分の1日本シームレス地質図データベース 2015年5月14日版  
 ※産業技術総合研究所情報公開データベース

図 1.3 下流右岸圏域 表層地質図

### 1.1.4 気候

下流右岸圏域は、大陸高気圧から吹き出す寒気の影響を受ける日本海型気候区に属してはいますが、沿岸平野部でもあり、年間を通して比較的温暖な気候の地域です。圏域近傍の北九州市八幡西区鷹の巣<sup>たかのす</sup>の気象庁八幡観測所における年平均気温は、16.4℃となっています。また、この気候区の特徴として、冬季に曇天が多く、北西の季節風により風の強い日が多い傾向となっています。

八幡観測所において年平均降水量は、1,750mm となっています。この地域は、日本海型気候区の中では傾向が異なり、降雨は6～7月の梅雨期に特に多くなっており、一方で冬季にはやや少ない傾向にあります。



※気象庁 HP (<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>) によるデータをもとに集計して作成

図 1.4 八幡観測所の月降水量及び平均気温 (近年 30 ヶ年間平均値：昭和 60 年～平成 26 年)

## 1.1.5 歴史・文化

遠賀川下流では、縄文時代の「山鹿貝塚」(1953年発見)や弥生時代の立屋敷遺跡(1931年発見)から出土した「遠賀川式土器」<sup>おんががわしきどき</sup>に見るように、古くからの人の営みをうかがうことができます。

1620年、初代福岡藩主黒田長政は、地形が低湿で洪水被害が頻発した遠賀川の治水と、合せて下流右岸地域の新田開発、これに伴うかんがい用水の確保のため、中間から洞海湾へ遠賀川の水を導く運河の開削を計画しました。これが現在の堀川、新堀川、新々堀川です。堀川とは運河のことですが、いつからかこれが河川の名称として地域に根付いていきました。

堀川の開削工事は1621年に着工され、藩財政の悪化等による中断がありましたが、新田開削や物資輸送の必要性から工事が再開され、1762年堀川開通、1804年に工事完了し、現在の下流右岸圏域の河川流路の原型が築られました。

堀川が開通すると、新田開発によって石高は増加し、年貢米やハゼの実(蝋燭の原料)等の特産品の輸送によって周辺地域は大きく発展しました。またこの頃には、中間等で石炭の採掘が盛んに行われるようになっており、堀川を通して若松に至る航路によって輸送され、若松の港は大いに賑わいました。

明治になると、輸送手段は舟運から鉄道へと移行していき、堀川の舟運は1935年頃には姿を消しました。昭和に入ると、石炭需要は増大し採掘量は激増しました。これによって地盤沈下などの鉱害が現れるようになり、再び水害常襲地域となっただけでなく、微粉炭<sup>びふんたん</sup>という石炭の粉によって河川水質は劣悪なものとなりました。

明治から昭和30年代まで下流右岸圏域の主要産業であった石炭の採掘は、エネルギー源の転換によって需要が低下し、昭和40年代には圏域内および周辺の炭鉱は全て閉山しましたが、その後は、北九州市のベッドタウンとして急速に発展し、現在に至っています。



写真 1.20 明治後期の堀川(寿命唐戸付近)



写真 1.21 明治後期の新々堀川(車返の切貫付近)

※出典：遠賀堀川の歴史(遠賀川下流域河川環境教育研究会)

下流右岸圏域には、歴史や文化、自然に関する多くの文化財が点在しています。

指定文化財の中で河川と直接関わりの深いものとしては、中間市の新々堀川上流端にある「<sup>なまかまからと</sup>中間唐戸」、北九州市の堀川上流端にある「<sup>じめのからと</sup>寿命唐戸」、北九州市の県立折尾高等学校で保存されている「ひらた船」が挙げられ、いずれも堀川運河に関連しています。堀川運河は、我が国の産業の近代化に大きく貢献した「近代化産業遺産」として、平成19年11月に経済産業省により認定されています（北九州炭鉱：筑豊炭田からの石炭輸送・貿易関連遺産）。

唐戸とは水門のことで、出水時に遠賀川や黒川から堀川運河への流入量を調節するために使われた治水施設です。「ひらた船」は通称「川ひらた」や「<sup>ごへいたぶね</sup>五平太船」と呼ばれる運搬船で、船底が平たく水深の小さな運河でも航行可能な構造となっており、現在、圏域内では、新々堀川にひらた船を復元させる等の市民運動が熱心に行われています。

このほか、新々堀川の「<sup>くるまがえし きりぬき</sup>車返の切貫」が、文化遺産として地域住民の保護活動の対象となっています。江戸時代の堀川開削の際、<sup>よしだくるまがえし</sup>吉田車返付近（現在の県立折尾高校付近）は岩盤が非常に固く、工事が難航した場所で、今も河岸にノミの跡が残っています。



写真 1.22 中間唐戸



写真 1.23 寿命唐戸

※出典：遠賀堀川の歴史（遠賀川下流域河川環境教育研究会）



写真 1.24 折尾高等学校で保存されているひらた船

※出典：北九州市提供



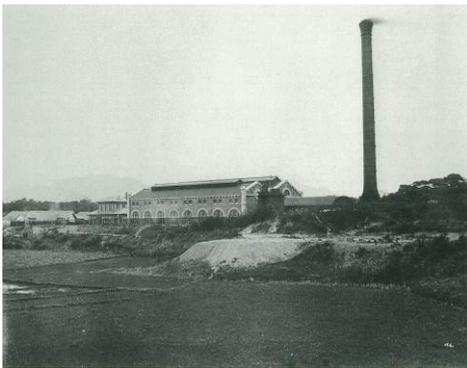
写真 1.25 車返の切貫に残るノミの跡

※出典：吉田車返切貫跡（水巻町教育委員会）

また、平成27年7月5日には、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が、第39回ユネスコ世界遺産委員会において、世界文化遺産に登録されました。この遺産群は8県11市にまたがる23資産からなり、下流右岸圏域内にある「遠賀川水源地ポンプ室」が構成資産に含まれています。

〔遠賀川水源地ポンプ室（中間市土手ノ内所在）〕

遠賀川の河口から約10kmにある八幡製鐵所の送水施設です。八幡製鐵所第一期拡張工事に伴う工場用水不足を補うため1910年に創業を開始しました。動力は蒸気から電気に変わりましたが、現在も稼働中です（一般には内部非公開の施設です）。



古写真（1910年外観）



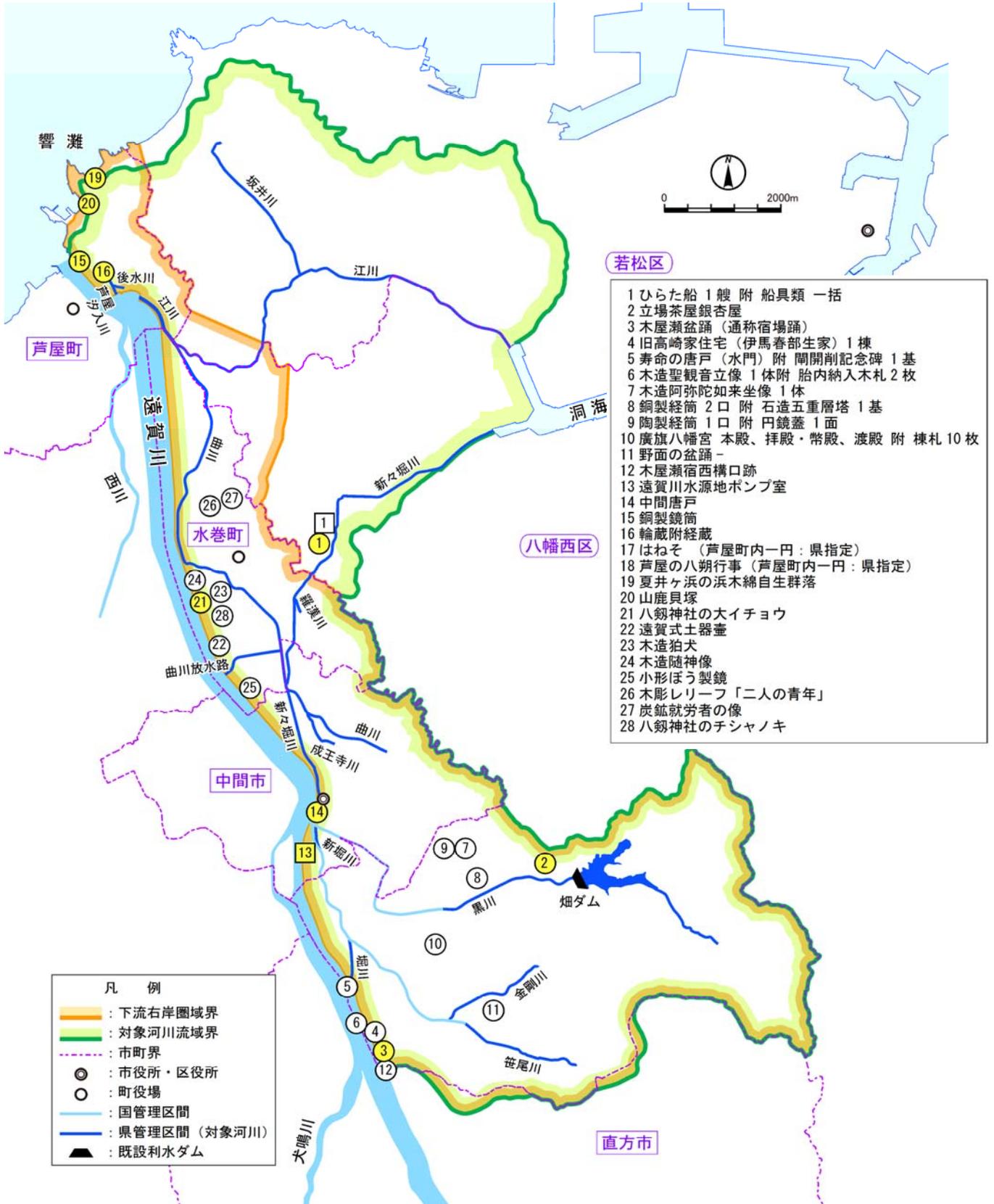
現状外観

写真提供：新日鐵住金（株）八幡製鐵所

表 1.3 遠賀川下流右岸圏域の文化財一覧表

番号	市町	指定機関	種別	名称	
1	北九州市	国	近代化産業遺産	ひらた船1艘 附 船具類 一括	
2			福岡県	有形文化財	立場茶屋銀杏屋（建造物）
-		有形民俗文化財		ひらた船1艘 附 船具類 一括 ※番号1と同様	
3		北九州市	福岡県	無形民俗文化財	木屋瀬盆踊（通称宿場踊）
4				有形文化財	旧高崎家住宅（伊馬春部生家）1棟
5				有形文化財	寿命の唐戸（水門）附 開閉削記念碑 1基
6				有形文化財	木造聖観音立像 1体附 胎内納入木札2枚
7				有形文化財	木造阿弥陀如来坐像 1体
8				有形文化財	銅製鏡筒 2口 附 石造五重層塔 1基
9				有形文化財	陶製鏡筒 1口 附 円鏡蓋 1面
10				有形文化財	廣旗八幡宮 本殿、拜殿・幣殿、渡殿 附 棟札10枚
11				無形民俗文化財	野面の盆踊
-	史跡			立場茶屋銀杏屋 附 家相図3枚、永末諸記録1冊 ※番号2の建造物と同様	
12			木屋瀬宿西構口跡		
13	中間市	ユネスコ	世界文化遺産	遠賀川水源地ポンプ室	
14		福岡県	史跡	中間唐戸	
15	芦屋町	福岡県	有形文化財	銅製鏡筒	
16			有形民俗文化財	輪藏附経蔵	
17			無形民俗文化財	はねそ	
18			有形民俗文化財	芦屋の八朔行事	
19			天然記念物	夏井ヶ浜の浜木綿自生群落	
20			史跡	山鹿貝塚	
21	水巻町	福岡県	天然記念物	八剱神社の大イチョウ	
22			水巻町	有形文化財	遠賀式土器壺
23		有形文化財		木造狛犬	
24		有形文化財		木造随神像	
25		有形文化財		小形ぼう製鏡	
26		有形文化財		木彫レリーフ「二人の青年」	
27		有形文化財		炭鉱就労者の像	
28		天然記念物	八剱神社のチシャノキ		

※出典：北九州市、中間市、水巻町HP 及び「芦屋町文化財のしおり（芦屋町教育委員会、H10.10）」



※○記号の黄色着色は県指定文化財、無着色は市町指定文化財を示します  
 ※□記号の黄色着色は世界遺産、無着色は近代化産業遺産を示します  
 ※北九州市、中間市、水巻町 HP 他より作成

図 1.5 下流右岸圏域内の文化財等位置図

<主な福岡県指定文化財の概要>



①ひらた船 1艘 附 船具類 一括

「川ひらた」や「ひらた船」などと呼ばれる川舟は、江戸時代には米や雑貨の運送に、また同時代末から明治、大正時代は筑豊の石炭運送で活躍した。船の構造は浅い川での運送に便利のように喫水を浅くし、船ペリを広くとっており、特に浅瀬では船体が“しなる”ように設計されている。積載量は大型で6t余、最も多い中型で平均4t余であった。この船は大型のもの（長さ12.2m、幅員2.1m）である。遠賀川では帆を張ることもあったが、堀川では棹を使って船を進め、空船の時は陸上から綱で引っ張ったりしていた。

（出典：北九州市提供）



こやのせぼんおどり しゆくばおどり  
③木屋瀬盆踊（通称宿場踊）

木屋瀬はかつて長崎街道の宿場町として栄えた町である。この盆踊りは、享保年間（1716～1736）木屋瀬の人が伊勢参りをした時、その土産にと習ってきた伊勢音頭に、大名行列の供奴のしぐさや掛け声を取り入れて作ったものであるという説があり、“宿場踊”と称している。踊手は道中姿を連想させる扮装で、囃子は太鼓と三味線である。踊りの種類は並手、次郎左、本手の3種類である。

（出典：北九州市HP）



なかまからと  
⑭中間唐戸

元和7年（1621）、初代藩主・黒田長政の命により、治水と水上輸送、かんがい用水の確保などを目的に運河「堀川」の掘削が始められた。中間市から水巻町、八幡西区折尾を通過して洞海湾に至る大工事である。しかし、2年後、長政の死により工事は中断、工事再開は130年後のことだった。宝歴12年（1762）、6代藩主・継高の時代に、遠賀川からの取水門「堀川の間唐戸」の完成をもって、堀川はついに全面開通した。「唐戸」には水門という意味があり、細長い板を水門の溝に入れ、その枚数によって水量を調節するユニークなものである。

（出典：中間市HP）



なついがはま はまゆう  
⑱夏井ヶ浜の浜木綿自生群落

ハマユウ自生の北限として県の天然記念物に指定。芦屋町の町花。夏井ヶ浜の白砂の地に自生し、7月下旬～8月上旬に開花する。その花は真白く、日没後芳香をただよわせる。

(出典：福岡県観光連盟 HP)



やまがかいづか  
⑳山鹿貝塚

昭和28年に発見された山鹿貝塚は人骨の多さ、装着品の豊富さなどから、県指定の史跡となっている。昭和37年から発掘が始まり、20体以上の縄文人骨が発見されている。特に2号人骨はたくさんの装着品から、指導的地位にあった女性だと考えられ、全国的に有名である。

(出典：福岡県町村会 HP)



やつるぎじんじや  
㉑八劔神社の大イチョウ

雄株の古木。樹齢は約1900年余といわれ、日本武尊と砧姫との伝説がある。近年の遺伝学的な調査により韓国慶尚北道亀尾市及び島根県大田市のイチヨウと同じ型の遺伝子を持つことが確認されている。樹高22.26m、幹回り9.7m。

(出典：水巻町歴史資料館 HP)



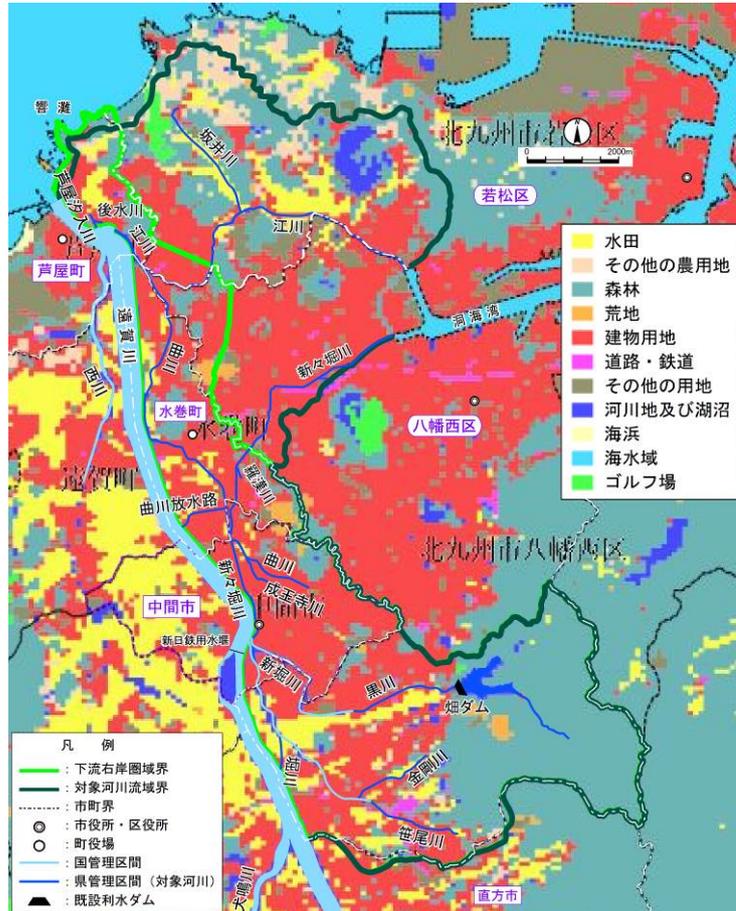
おんがわしきどき  
㉒遠賀川式土器

遠賀川の下流の遠賀郡水巻町立屋敷に「稲作文化発祥の地」として、立屋敷遺跡が存在する。1931年(昭和6年)この場所で、地元の考古学者の故名和洋一郎氏によって、弥生時代の「有紋式土器」が発見され、「遠賀川式土器」と呼ばれ、「弥生時代前期の水稻耕作を主とした集落遺跡」として位置付けられた。これまでの調査によって、弥生後期の土器、木器、井戸跡、住居跡や土器の包含層やドングリの貯蔵穴が発見されている。

(出典：わたしたちの遠賀川)

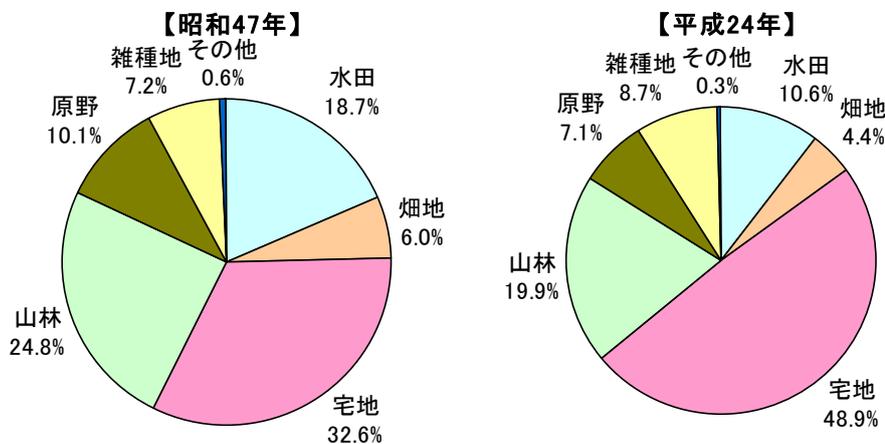
1.1.6 土地利用

下流右岸圏域では、黒川、笹尾川の上流域や江川の流域等に森林等の山地が広がっていますが、その範囲は圏域全体の約2~3割程度であり、主に住宅地として利用される平地部が占めています。圏域内では石炭産業衰退後、北九州市のベッドタウンとして宅地開発が進んでいます。一方で農地は減少し、堀川開削によって開発された水田も、現在では多くが住宅地へと変化しています。



※国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ（平成21年度）より作成

図1.6 下流右岸圏域内の土地利用状況



※福岡県統計書の「市町村別民有地面積」データをもとに集計して作成

図1.7 下流右岸圏域関連市町の地目別面積比率（昭和47年と平成24年の40年間の推移）

### 1.1.7 自然公園の指定状況

下流右岸圏域は、南東部に位置する黒川の上流域において自然環境に恵まれた山地部が広がっており、北九州国定公園および筑豊県立自然公園の指定を受けています。また、圏域の外周輪郭を形成する山地部には、鳥獣保護区も指定されています。

表 1.4 自然公園一覧

種別	公園名	関係市町	指定年月日
国定公園	北九州国定公園	北九州市八幡西区	昭和 47 年 10 月 16 日
県立自然公園	筑豊県立自然公園	北九州市八幡西区	昭和 25 年 5 月 13 日

※出典：福岡県 HP（環境部自然環境課自然公園係）

表 1.5 鳥獣保護区一覧

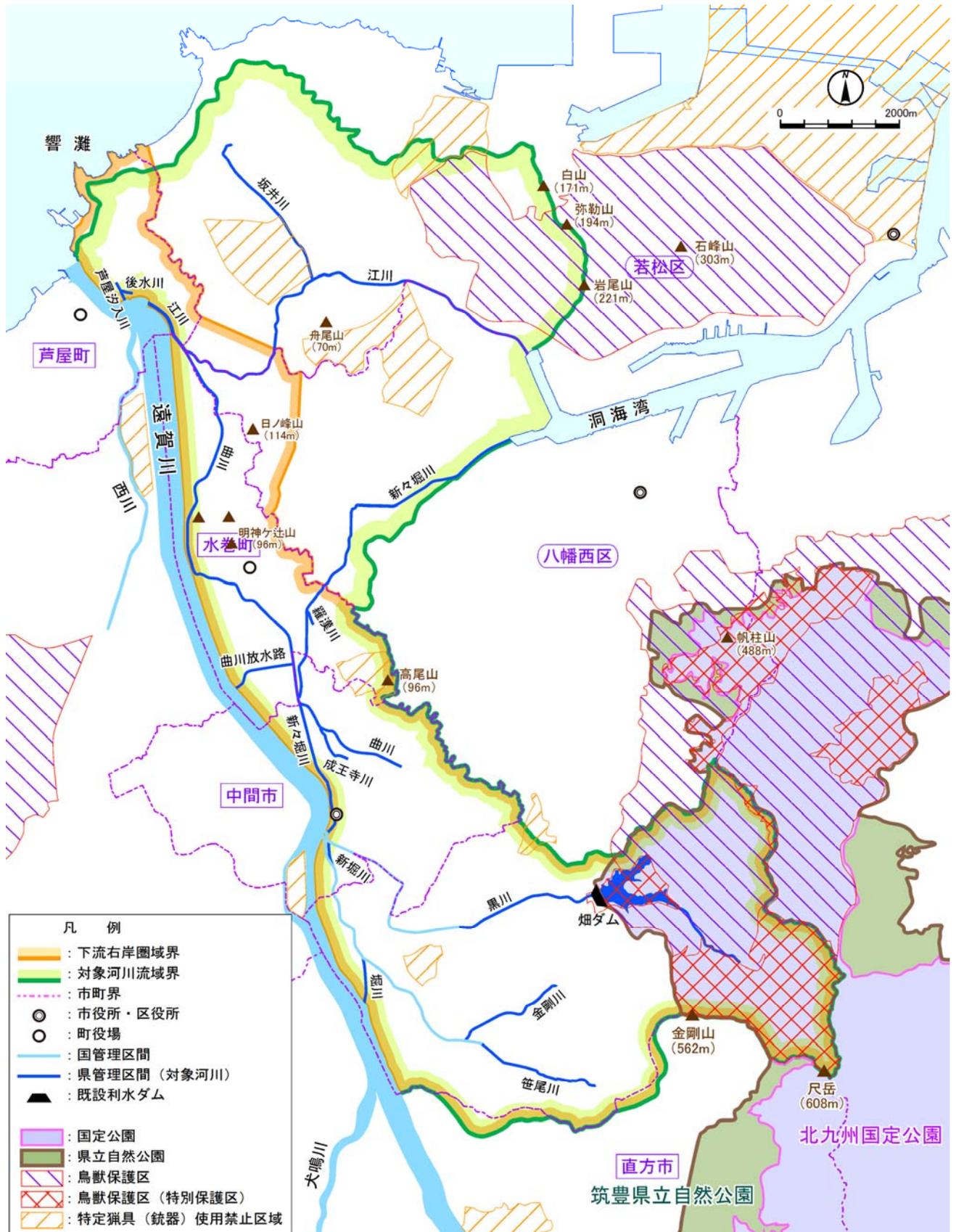
種別	指定区分	名称	関係市町	期限
鳥獣保護区	福岡県	石峰山	北九州市若松区	平成 31 年 11 月 14 日
	福岡県	帆柱山 (一部特別保護地区)	北九州市八幡西区	平成 31 年 11 月 14 日

※出典：平成 27 年度福岡県鳥獣保護区等位置図（福岡県農林水産部畜産課）



写真 1.26 北九州国定公園（畑ダム上流の尺岳<sup>けやまだに</sup> 榎谷登山口から尺岳を望む）

※出典：北九州市 HP（建設局公園緑地部みどり・公園整備課）



※北九州県土整備事務所管内図（平成24年12月更新）及び  
平成27年度福岡県鳥獣保護区等位置図（福岡県農林水産部畜産課）より作成

図1.8 下流右岸圏域内の自然公園・鳥獣保護区位置図

1.1.8 人口・産業経済・交通

(1) 人口

下流右岸圏域を構成する市区町の人口は約 42 万人（平成 27 年現在：国勢調査結果）です。本圏域では、主要産業であった石炭産業の衰退により、一時人口が大きく落ち込みましたが、その後北九州市のベッドタウンとして宅地化が進み、昭和 50 年代に人口が急速に増加しました。平成に入ってから、人口はほぼ定着傾向にあります。

表 1.6 下流右岸圏域を構成する市区町人口の推移

圏域名	市町村名	人口(人)													
		S25	S30	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
遠賀川下流右岸圏域	北九州市若松区	—	—	—	—	94,134	92,642	87,166	90,519	88,264	91,755	89,560	87,340	85,167	82,881
	北九州市八幡西区	—	—	—	—	212,900	228,256	248,069	251,985	253,018	256,176	260,452	260,070	257,097	256,289
	中間市	36,350	40,068	42,045	33,487	33,438	42,766	48,647	50,294	49,216	49,353	48,036	46,560	44,210	41,808
	芦屋町	10,930	16,631	14,616	17,560	17,366	19,762	18,979	18,643	17,398	16,685	15,827	16,247	15,369	14,199
	水巻町	31,386	32,240	34,923	30,932	26,971	24,372	27,196	30,062	29,756	31,289	31,619	30,679	30,021	29,001
	計	—	—	—	—	384,809	407,798	430,057	441,503	437,652	445,258	445,494	440,896	431,864	424,178

※北九州市では、昭和49年4月に区域の再編が行われているため、昭和40年調査以前の現在の区域単位での人口は不明

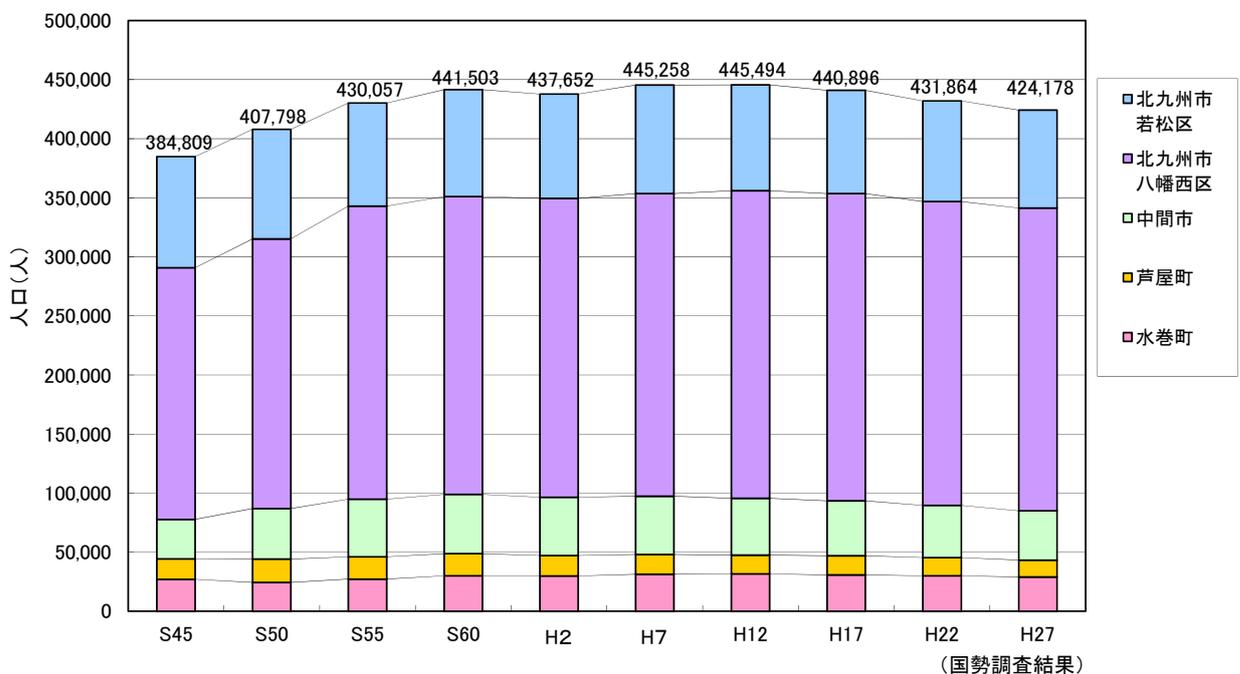


図 1.9 下流右岸圏域を構成する市区町人口の推移（昭和 45 年～平成 27 年）

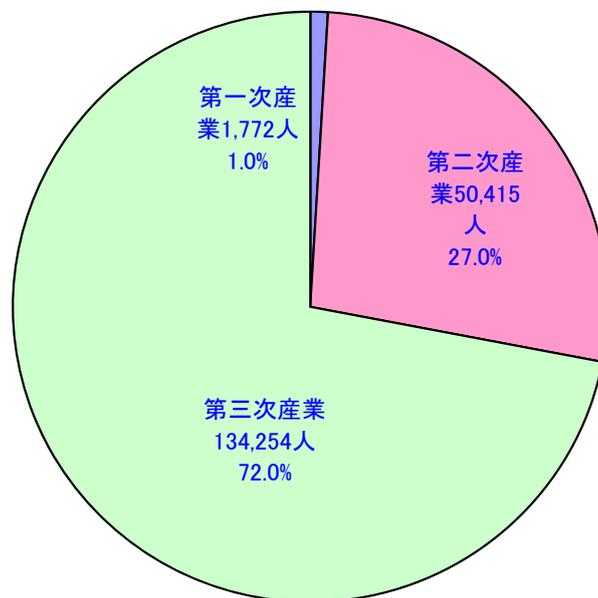
## (2) 産業経済

昭和初期まで、下流右岸圏域は石炭の産地として関連産業が発展しましたが、エネルギー源が石油に代替されるようになると石炭の需要が減少し、昭和40年代には圏域内の全ての炭鉱が閉山しました。

これ以降、当圏域の市町では産業が衰退し、人口も減少の一途を辿りましたが、立地条件の良さから北九州市のベッドタウンとして宅地化が進んで人口が増加し、これに伴い近年では商業施設の進出が目立っています。

このため、産業別就業人口は、かつて盛んだった第二次産業から第三次産業への変化が進み、現在では、第三次産業が全体の約72%を占め、第二次産業は全体の約27%となっています。また、第一次産業は全体の約1%と非常に少なくなっています。

【平成22年国勢調査】



【第一次産業】 農業、林業、漁業

【第二次産業】 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業

【第三次産業】 電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業、公務、他

図 1.10 下流右岸圏域を構成する市町の産業別就業人口の割合（平成22年国勢調査結果）

### (3) 交通

遠賀川流域では、明治中期までは遠賀川のほか堀川運河（現在の堀川～新堀川～新々堀川）や江川の舟運が主な交通手段でしたが、明治になって鉄道が開通すると、輸送手段は舟運から鉄道へと移行し、昭和初期（1935年頃）には舟運が姿を消しました。

しかしながら、堀川運河の舟運で運ばれた物資の、陸上交通への積み替え地点として栄えた北九州市八幡西区折尾<sup>おりお</sup>を中心に、下流右岸圏域には鉄道、道路網が整備されており、現在でも交通の要衝<sup>ようしゅう</sup>となっています。

鉄道については、圏域を横断する JR 鹿児島本線と圏域を縦断する JR 筑豊本線が、JR 折尾駅で交差しており、多くの人に利用されています。また、筑豊電鉄も、八幡西区の黒崎<sup>くろさき</sup>から圏域の南部を結んでいます。

道路については、九州地方の大動脈となっている国道3号が JR 鹿児島本線と平行して圏域を東西に貫いており、圏域北部につながる国道199号や圏域南部につながる国道200号が折尾・黒崎付近にて国道3号に接続しています。また、高速道路も、圏域内に九州自動車道八幡インターチェンジと北九州都市高速道路が繋がる八幡ジャンクションが、笹尾川・金剛川流域内に整備されています。

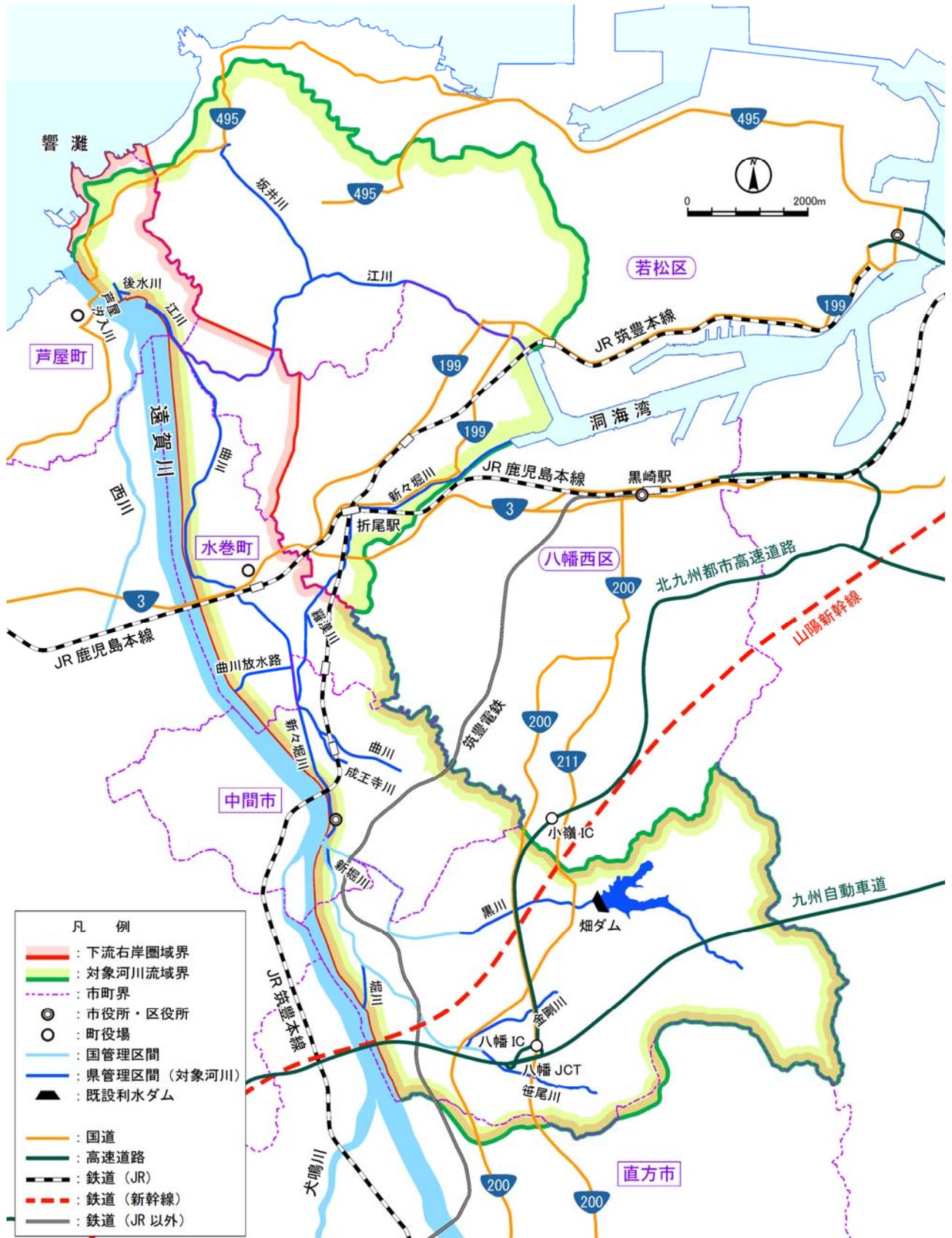


図 1.11 下流圏域の交通網図

## 1.2 治水と利水の歴史

### 1.2.1 治水の歴史

かつての遠賀川は、地形が低湿なうえに今よりも曲がりくねり、また堤防も弱小なものでした。そのうえ、満潮になると、海から海水が流れ込んでくるため、大雨が続くと川はすぐに氾濫し、米作りができなくなっていました。また、反対に日照りが続くと、遠賀川から自由に田畑に水を引くことができず、大きな被害を受けていました。

そのため、福岡藩は1621年から、洪水が続く遠賀川のショートカットと堤防の大改修工事とあわせて、遠賀川の水を分けて、洞海湾に流す堀川運河の工事に着手しました。これは、遠賀川の間中地区から洞海湾まで堀川を開削し、遠賀川の洪水の時の水の勢いと水量を減らすとともに、かんがい用水として利用するという、治水・利水両面からの計画でした。

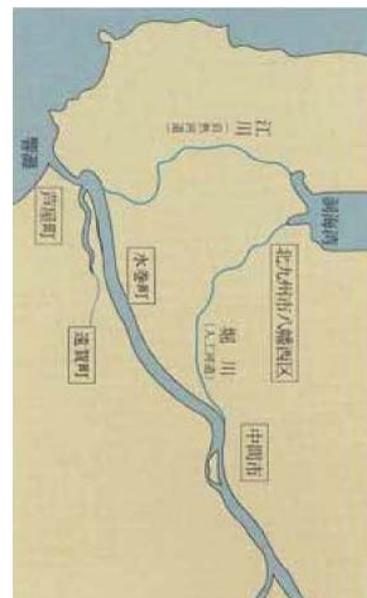
藩財政の悪化等による中断もありましたが、流域の農地を洪水から守る治水事業のほか、新田開削や物資輸送の必要性から工事が再開され、1762年になってようやく遠賀川から洞海湾まで全長約12kmの堀川が開通、1804年に工事完了し、現在の下流右岸圏域の河川流路の原型が築かれました。下流右岸圏域の河川が複雑に交錯しているのは、こうした治水の歴史が背景にあります。

工事にあたっては、現在の北九州市八幡西区と水巻町の境界付近にある「<sup>くろまがえし</sup>車返」の岩山を切り貫く工事が困難なものであり、峠の部分から川底まで20mもある岩山を切り貫く工事に9年間も要しました。



江戸時代初期の遠賀川下流

当時の流路は曲りくねっており（青線が本流）、またいくつにも分かれていた。



堀川開通（1762年）後の遠賀川下流

直線的な流路に固定され、中間から洞海湾に堀川が開削。なお、かつての旧流路の一部は、現在では曲川等の支川の河道となっている。

図 1.12 遠賀川下流の流路の変遷

※出典：遠賀川ものがたり（国土交通省遠賀川河川事務所）

昭和になると、遠賀川本川沿いの圏域内にあった炭鉱で石炭を掘ったことによる地盤沈下の影響で、満潮時の河川水位の上昇による背水や内水、河川の埋没による水害が発生するようになりました。そのため、昭和43年から曲川の全区間、昭和46年から江川の栄橋から曲川合流点までの区間において鉱害復旧事業に着手し、昭和63年までの間に、河道の掘削や護岸の復旧、橋梁の改築や鯨瀬防潮水門の整備等を行いました。

また、新々堀川においては、下流部が北九州市の折尾市街地を流下する区間である上に、かつての舟運の名残で、河岸がJR折尾駅と直結する構造となっていたこと等から、治水整備の重要性が極めて高くなっていました。このため、昭和47年から平成14年にかけて、洞海湾から貴重な文化遺産である「車返の切貫」に至るまでの区間において、抜本的な河川改修を行いました。

### 1.2.2 利水の歴史

かつて人々は、堀川運河のことを「宝川」と呼んだと言われています。米作りの用水だけでなく、飲み水や川船による舟運にも使われる宝物のような川だったからです。

遠賀川下流域では、度々干ばつに見舞われることから、多くのかんがい用のため池を設けていました。しかし、堀川完成後は、農業用水を堀川運河から引くことができるようになり、下流右岸圏域の地域では、新田開発や洞海湾一帯の干拓により、米の増産につながりました。

また、堀川運河が完成すると、遠賀川上流からの年貢米や作物等が「川ひらた」という水深の浅い遠賀川に合わせた底の浅い川船で運ばれるようになりました。品物が若松の港まで運搬できるようになると、堀川運河沿いはとても賑わうようになり、沿川に町並みが作られていきました。江戸時代の終わり頃（1840年頃）になると、筑豊地方の石炭も堀川運河の舟運により若松へと運ばれました。昭和初期（1935年頃）を最後に鉄道による輸送に切り替わるまで、多い年には1万漕を超える川ひらたが堀川運河を通行しました。

舟運の役割が終わった後も、堀川運河は、水田に水を引く用水として使われていました。しかし、石炭産業の影響による地盤沈下に伴う河川の埋没や河床の局部低下、さらに微粉炭が堀川運河に流れ込んだため、かんがい用水の確保が困難となり、昭和47年より遠賀川からの取水に切り替わることとなりました。

## 第2章 河川の現状と課題

### 2.1 治水の現状と課題

#### 2.1.1 洪水対策

曲川では、昭和41年6月洪水により浸水被害が発生したことを契機に、昭和43年に着手した鉱害復旧事業と並行し、昭和46年より河川改修に着手し、河道拡幅や曲川バイパスの開削、排水ポンプ等の整備を行っています。

また、江川では、平成3年9月洪水による浸水被害を契機に、平成7年より河川改修工事を進めてきました。笹尾川や金剛川においても、昭和54年から昭和56年にかけて浸水被害が頻発し市街化の進行も著しいことから、昭和63年より改修工事を進めてきました。

しかしながら、近年においても平成11年6月や平成21年7月等の洪水により浸水被害を受けており、現在も鋭意、河川改修を進めていますが、未だ目標とする流量に対して流下能力が不足する区間があり、今後とも河川整備を進める必要があります。

また、近年の降雨傾向の変化による災害リスクの増大も相まって、治水安全度向上のためには、河川管理者、関係機関による防災対策と地域住民の危機管理意識の向上も図りながら、流域全体での総合的な洪水対策が求められます。



中間市土手ノ内の浸水状況



県道立屋敷-中間線の崩落（中間市浄花町）

写真 2.1 昭和54年6月洪水 曲川の被災状況

※出典：西日本新聞

表 2.1 下流右岸圏域でこれまでに発生した主要洪水とその被害

洪水年月日	洪水要因	八幡観測所(気象台) 雨量(mm)		河川名	水害原因	浸水面積 (ha)	浸水戸数 (戸)		
		1時間最大	日最大				床上	床下	計
S41.6.30~7.2	集中豪雨	観測開始前		曲川	—	1658.00	69	1,219	1,288
				新々堀川	—	11.00	31	1,236	1,267
S46.6.2~7.27	梅雨前線豪雨 台風13号	観測開始前		曲川	内水	140.00	0	0	0
				新々堀川	無堤部溢水、内水	0.00	8	113	121
S47.7.10~7.14	大雨	観測開始前		(北九州市)	溢水	—			3,366
S54.6.13~8.8	豪雨	24.0	154.0	曲川	有堤部溢水	17.00	209	275	484
				坂井川	内水	10.50	0	4	4
				黒川	有堤部溢水、内水	18.50	1	21	22
				新々堀川	有堤・無堤部溢水、内水	4.60	12	119	131
				笹尾川	有堤部溢水、内水	45.90	8	79	87
				金剛川	内水	7.40	1	2	3
S55.6.1~8.6	豪雨	34.0	180.0	新々堀川	有堤・無堤部溢水、内水	4.60	55	196	251
				笹尾川	無堤部溢水、内水	51.70	5	18	23
S56.6.22~7.16	台風第5号 豪雨、落雷	57.0	218.0	曲川	有堤部溢水	19.50	247	325	572
				坂井川	無堤部溢水、内水	93.70	17	27	44
				新々堀川	有堤・無堤部溢水、内水	16.10	241	407	648
				笹尾川・金剛川	無堤部溢水、内水	46.10	19	297	316
H2.6.2~7.22	豪雨(梅雨) 落雷	41.0	162.0	新々堀川	内水	0.30	1	0	1
H3.9.11~9.28	台風 17号~19号	58.0	108.0	江川	内水	0.75	1	30	31
				新々堀川	内水	3.70	49	58	107
H7.6.30~7.6	豪雨	40.0	153.0	笹尾川	内水	0.80	54	34	88
H8.8.12~8.16	台風第12号	33.0	145.0	笹尾川	内水	0.78	10	50	60
H11.6.22~7.4	梅雨前線豪雨	64.0	162.0	江川	—	60.00			32
				曲川・新堀川	無堤部溢水、内水	58.95	0	147	147
				笹尾川	無堤部溢水	0.08	0	4	4
				金剛川	無堤部溢水	0.50	0	10	10
H11.9.13~9.25	台風16、18号 豪雨	46.0	68.0	江川	内水	0.93	0	14	14
H15.7.9~7.14	梅雨前線豪雨	48.0	125.0	金剛川	無堤部溢水	1.30	0	10	10
H21.7.17~7.30	梅雨前線豪雨	43.5	192.5	曲川	無堤部溢水、内水	—	0	3	3
				笹尾川	無堤部溢水	2.00	5	0	5
				金剛川	無堤部溢水	0.10	0	5	5

※昭和に発生した洪水は、改修事業の契機となる甚大な被害をもたらした洪水を整理した。

平成以降に発生した洪水は、事業着手後であるため浸水被害をもたらした洪水を全て整理した。

※出典：水害統計及び北九州市整備事務所・北九州市調査資料。雨量データは気象庁HP。



写真 2.2 平成 11 年 6 月洪水  
江川浸水状況（若松区二島）



写真 2.3 平成 11 年 6 月洪水  
曲川浸水状況（上井地橋地点）



写真 2.4 平成 21 年 7 月洪水  
笹尾川浸水状況（稗田橋上流地点）

### 2.1.2 内水対策

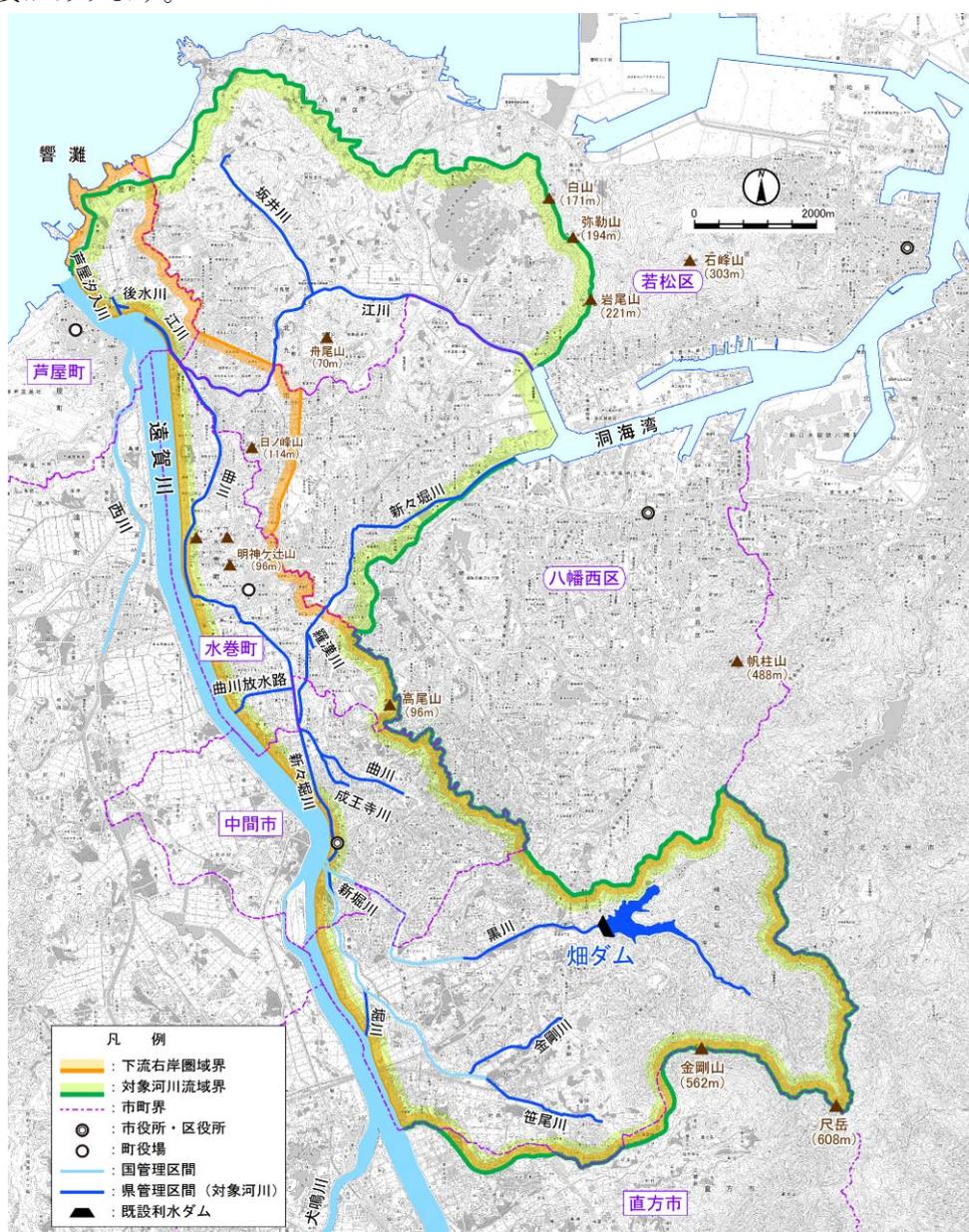
下流右岸圏域の中では、これまでの洪水時に内水によって家屋浸水や道路冠水が発生している地区があり、内水被害の拡大防止や被害軽減に努めていく必要があります。

## 2.2 河川利用及び河川環境の現状と課題

### 2.2.1 水利用

遠賀川水系の河川水は、古くから水道用水、工業用水、かんがい用水として重要な水資源となっています。下流右岸圏域内の河川水は、主にかんがい用水として利用されています。

また、黒川上流の北九州市が管理する畑ダム（昭和30年竣工）では、水道用水、工業用水及びかんがい用水として広く利用されています。平成大渇水と呼ばれ、北部九州に大きな被害が生じた平成6年渇水時（福岡市で給水制限295日間）においては、北九州市、中間市、水巻町で9月12日～10月10日（23時～5時）間の給水制限等の渇水調整を実施し、大きな渇水被害を回避しました。近年、利水の支障となる課題は生じていませんが、今後、水利用の実態を把握する必要があります。



※管理者：北九州市 出典：ダム便覧2015（日本ダム協会）

図 2.1 圏域内の貯水池位置図（堤高15m以上）

### 2.2.2 河川空間利用

下流右岸圏域の河川は、遠賀川下流域の低地を流れるために単断面の堀込み河道が多くなっています。さらに、河岸には護岸が施工され、水辺へのアプローチが限られており、河川利用は乏しい状況になっています。

しかし、曲川や江川、笹尾川をはじめとして、河岸沿いに道路や散策路がある箇所や、水辺に近づけるよう整備している箇所では、散策や水遊びをはじめとする各種レクリエーションでの利用が見られます。また、新々堀川では、堀川運河の舟運の歴史文化を感じられる河川景観の保全活動や河川愛護活動が、沿川住民等により熱心に行われています。

一方、黒川においては、自然豊かな親水性の高い河川空間が形成されており、多くの水辺利用が見られます。下流部の築堤河道区間においては、河岸は緩勾配で親水性の高い河道となっており、「香月・黒川ほたるを守る会」が、黒川の自然環境を守りホタルの育成、保護を通じて地域住民の親睦と融和を図ることを目的としたボランティア活動を行っています。初夏にはホタル祭りが開催されており、5月中旬～6月上旬の最盛期には、約5,000匹のゲンジホタルを見ることができます。また、畑ダム上流においては、多様な自然環境に触れられる河川空間となっており、畑キャンプセンターも整備され、人々に利用されています。さらに、畑ダムの堰堤下や周辺は桜の名所になっています。

以上のことから、今後も、人々が安全に自然にふれあい、学ぶ機会の充実・拡大に努める必要があります。



江川（汐分大橋付近）

曲川（切畑橋付近）

笹尾川（荒五郎橋付近）

写真 2.5 水辺に遊歩道を整備している箇所の状況



写真 2.6 香月・黒川ほたる祭り

※出典：北九州市 HP（八幡西区役所総務企画課）



写真 2.7 黒川（下流築堤河道区間）の河道状況  
※出典：遠賀川河川事務所 HP



写真 2.8 黒川（畑ダム上流部）の河川散策路  
※出典：北九州市提供



写真 2.9 畑ダムのダム湖岸に整備している遊歩道・サイクリングロードと桜並木  
※出典：国土交通省事業総括調整官室（大臣表彰 手づくり郷土賞）HP

遠賀川河口域では、不法係留船が近年増加しており、大雨や高潮時に河川の安全な流下を阻害する障害物となり災害をもたらす恐れがあります。現在、国・県で連携して不法係留対策に努めており、県では平成 25 年から、江川の遠賀川合流点～江川橋を重点撤去区域とし、本格的な不法係留船舶の撤去を行っています。



写真 2.10 不法係留船の状況（江川）

### 2.2.3 河川環境

#### (1) 河川環境の現状と課題

下流右岸圏域の多くは遠賀川下流域の低地に属し、舟運と農地の開発、さらに近年の都市化の進行による人為的な影響を受けた環境が多く広がっています。圏域内は水田地帯と住宅地が主になっており、丘陵地の林野を含めて、宅地化が進んでいます。一方で、山地性の自然環境は、圏域全体の約2～3割程度にとどまります。

山地は主に黒川上流域に広がっており、北九州国定公園に指定されて保全されています。山地やその外縁の丘陵地の植生はスギ・ヒノキ植林及びシイ・カシ萌芽林が多くを占めており、キツネ、イタチ等の哺乳類やハヤブサ等の鳥類、カスミサンショウウオ等の両生類に代表される希少な動植物の生息する自然豊かな環境となっています。

下流右岸圏域の対象河川は、遠賀川により形成された平地内を流れるため勾配が緩く、変化の少ない穏やかな流れの区間が多くなっています。また、河口付近に防潮水門のない江川と新々堀川では感潮区間が長く、特に江川は全区間が汽水域となっています。このため、魚類は緩やかな流れに生息するコイ、ギンブナ等が多く確認されており、江川や新々堀川ではヒイラギ、マハゼ、ボラ等の汽水域に生息する魚類も多く見られます。護岸法面にはススキ等、水辺にはマコモ、ヨシ、ジュズダマ等の植生が見られ、サギ類、カモ類、カモメ類、セキレイ類等の鳥類が多く、黒川中流部ではゲンジボタルが地域の方々により保全されています。また、これまでの自然環境調査で確認された希少な生物は、表2.2に示すように、江川を中心に66種もの動植物が確認されています。

一方で、これまでの圏域内の開発や、河川改修の実施による河岸のコンクリート護岸化により、かつて圏域において河岸に広い面積を占め、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の場となっていた塩沼植生、ヨシやマコモ等の抽水性植物群落が減少しています。このため、下流右岸圏域では、治水安全度の向上・維持との調和を図りながら、瀬や淵のほか、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の場となっている水際部の河川環境を保全していく必要があります。

さらに、落差工や堰が存在する箇所、水路等の流れ込み部分では、河川の連続性が確保されておらず、魚類の移動が妨げられている箇所があることから、魚がのぼりやすい川づくりに努める必要があります。

## (2) 整備対象河川（江川、曲川、笹尾川、金剛川）の河川環境

### 1) 江川

江川は、両端が海域とつながった、独特の河川形態をしており、全域が感潮域になっています。かつて広く分布していた特徴的な環境である干潟や塩沼植生、ヨシ群落等の水際植生が、現在も点在しています。これらは多様な動植物が生息・生育・繁殖する重要な河川環境であり、このため江川は確認されている動植物の種数が多く、重要種も多数確認されています。したがって、これらの環境に配慮した河川整備を近年進めています。

魚類や底生動物は、重要種のニホンウナギ、ツチフキ、ヤリタナゴ、ミナミメダカ、クリイロカワザンショウガイ、シマヘナタリガイ、ベンケイガニ等が生息しています。鳥類は、重要種のハヤブサ、ミサゴ、ハイタカ、ヒクイナ、ハマシギ等が生息しています。

### 2) 曲川

曲川は、江川との合流点に水門が整備されており、また、流れのある瀬は少なく、単調な河川形態となっています。また、河川の横断形状は、単断面で高水敷はなく、主に5分勾配のコンクリートブロック護岸からなります。河道内には、護岸法面にススキやセイタカアワダチソウ、水際や低水敷にマコモやヨシ等の植生が見られます。

魚類は、重要種のニホンウナギ、ドジョウ、ミナミメダカ等が生息しています。鳥類は、重要種であるミサゴ、ササゴイ、オオヨシキリ等が生息しています。

### 3) 笹尾川

笹尾川の県管理区間の下流部では、河道幅が上流よりやや広くゆったりとした流れになっています。上流部は全体的に川幅が狭く、コンクリート三面張り区間もあります。河道内には、特に下流部においてマコモ、ヒメガマ、ヨシ等の抽水植物が繁茂しています。また上流部でも、水辺にジュズダマ等の植生が見られます。

魚類や底生動物は、重要種のニッポンバラタナゴ、ニホンメダカ、マシジミ、ヌマムツ、モノアラガイ等が生息しています。鳥類は、重要種は確認されていませんが、コサギやキセキレイ等が生息しています。

### 4) 金剛川

金剛川の下流部は、全体的に川幅が狭く、河岸はコンクリート護岸となっています。緑化護岸が施工されている区間もあり、ジュズダマ等の水辺植生やマコモ等の抽水植物が見られます。上流部は、コンクリート三面張りの護岸で、護岸の隙間等にセイタカアワダチソウ等の植生が見られます。

魚類や底生動物は、重要種のカゼトゲタナゴ、ニホンメダカ、ヤリタナゴ、マシジミ、ヌマムツ等が生息しています。昆虫は、ヘイケボタルが生息しています。鳥類は、重要種は確認されていませんが、アオサギやハクセキレイ等が生息しています。

### (3) 外来種等

下流右岸圏域には、在来の生物に悪影響があると考えられる外来種も、表2.3に示すように、植物のオオオナモミやオオカナダモ、底生動物のスクミリンゴガイやアメリカザリガニ等、多くの種が確認されています。

特に、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（「外来生物法」2005年施行）」に指定された特定外来生物として、植物ではオオキンケイギク、オオフサモの2種、両生類ではウシガエルの1種、魚類ではカダヤシ、ブルーギル、オオクチバスの3種の計6種が確認されており、在来種の生息・生育を脅かしています。

また、圏域内河川の魚類には、元来、琵琶湖・淀川水系分布の国内の他の地域から持ち込まれたゲンゴロウブナ、ワタカ、ハス、さらには外来種であるカムルチーも確認されています。

これらの外来種の存在は、河川固有の生態系や景観を損なうなど、河川における生物多様性の低下を招く場合があることから、関係機関と連携して対応を行う必要があります。

#### 【用語説明】

##### 〔外来種〕

もともと、その地域にいなかった生物が、人間の活動によって他地域から入ってきた生物を指します。

##### 〔外来生物法〕

この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする法律です。

##### 〔特定外来生物〕

特定外来生物とは、国外から日本に導入された外来種のうち、生態系などに被害を及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法により指定された生物を指します。飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入、野外に放つことなどが原則として禁止されます。

##### 〔移入種・外来種〕

移入種とは、人為により自然分布域の外から持ち込まれた種をいいます。自然に分布するものと同種であっても他の地域個体群から持ち込まれた場合も含まれます。「外来種」は海外から日本国内に持ち込まれた種に対して使われることが多く、「移入種」は国内の生物が、国内の他の地域に新たに持ち込まれた種に対して使われます。

表 2.2 下流右岸圏域内の河川で確認された希少な動植物

分類	種名	重要種カテゴリー			調査実施河川							
		種の保存法	環境省RD	福岡県RD	江川	曲川	成王寺川	坂井川	黒川	新々堀川	笹尾川	金剛川
植物	ヒノキ(自生種: 添田町・英彦山)			NT						○		
	コキシギシ		VU	VU	○							
	ウシオツメクサ			CR						○		
	サザンカ			NT	○							
	ツゲ			VU	○							
	ハマボウ			VU	○					○		
	ハマサジ		NT	VU	○							
	カワヂシャ		NT	NT	○					○	○	
	ウラギク		NT	EN						○		
	シバナ		NT	EN						○		
	ハマオモト			EN	○							
	シラン		NT	NT	○							
確認種数		12種			8	0				6	1	0
鳥類	カンムリカイツブリ			NT	○					○		
	ササゴイ			NT			○					
	アマサギ			NT			○					
	ミサゴ		NT		○		○					
	ハイタカ		NT		○							
	ハヤブサ	国内希少動植物	VU	VU	○							
	ヒクイナ		NT	NT	○							
	ケリ		DD	NT	○							
	ハマシギ		NT	NT	○					○		
	オオヨシキリ			NT	○		○					
ツリスガラ			NT	○								
確認種数		11種			10	4	0			2	0	0
哺乳類 両生類 爬虫類	該当種なし		0種				0			0		
昆虫類	コオイムシ		NT	NT			○					○
	オオムラサキ		NT	NT					○			
	ヒカゲチョウ			EN					○			
	オオチャバネヨトウ		VU	EN					○			
	ヘイケボタル			NT								○
	フタコブルリハナカミキリ			VU					○			
確認種数		6種			0	1			4	0	1	1
魚類	ニホンウナギ		EN	EN	○	○						
	ヤリタナゴ		NT	VU	○			○				○
	ニッポンバラタナゴ		CR	EN						○	○	○
	カゼトゲタナゴ		EN	EN								○
	ヌマムツ			NT							○	○
	ゼゼラ		VU	NT	○			○				
	ツチフキ		EN	NT	○							
	ドジョウ		NT	VU			○					
	ミナメダカ		VU	NT	○	○			◇	○	○	○
	ヒモハゼ		NT	NT	○							
	カワアナゴ			NT	○							
	トビハゼ		NT	VU	○					○		
	マサゴハゼ		VU	NT	○					○		
ヒメハゼ			DD	○								
クロヨシノボリ			NT	○								
確認種数		15種			11	3		2		4	3	4
底生動物	ヒロクチカノコガイ		NT	VU	○							
	マルタニシ		VU	NT	○							
	クリイロカワザンショウガイ		NT	NT	○							
	ヨシダカワザンショウガイ		NT	VU	○							
	シマヘナタリガイ		CR+EN	EN	○							
	フトヘナタリガイ		NT	NT	○							
	ウミゴマツボ		NT	NT					○			
	ミスゴマツボ		VU	NT	○							
	ナギサノタタリガイ			NT	○							
	モノアラガイ		NT	NT							○	
	クルマヒラマキガイ		VU	VU	○							
	ヒラマキガイモドキ		NT	NT								○
	ウネナシトマヤガイ		NT	NT	○							
	ハザクラガイ		NT	NT	○							
	ヤマトジミ		NT	NT	○			○				
	マシジミ		VU	VU	○						○	○
	ハマガニ			NT	○							
	トリウミアカイソモドキ		DD	DD	○							
	ミナミアシハラガニ		DD	DD	○							
タイワンヒライソモドキ		DD	DD	○								
ベンケイガニ			NT	○								
ハクセンシオマネキ		VU	VU	○								
確認種数		22種			18	0		1		1	2	2
確認種数 合計		66種			47	8	0	3	4	13	7	7

【重要種の選定基準・貴重または保護すべき種として指定されている種、及び下記の資料の掲載種】

- ・国、県及び市町指定による天然記念物 ※圏域内河川の確認種に該当なし
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律【国際希少野生動植物種、国内希少野生動植物種】
- ・環境省 レッドリスト2019
- ・福岡県 福岡県の希少野生生物—福岡県レッドデータブック2011(植物、鳥類、哺乳類)、レッドデータブック2014(両生類・爬虫類、陸上昆虫類、魚類、底生動物)

【重要種のカテゴリー分類】

- 絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)：絶滅の危機に瀕している種
- 絶滅危惧ⅠA類(CR)：絶滅の危機に瀕している種のうち、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
- 絶滅危惧ⅠB類(EN)：絶滅の危機に瀕している種のうち、ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
- 絶滅危惧Ⅱ類(VU)：絶滅の危険が増大している種(現在の状態をもとにした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの)
- 準絶滅危惧(NT)：存続基盤が脆弱な種(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの)
- 情報不足(DD)：評価するだけの情報が不足している種

【調査実施時期(網掛けしている項目は調査なし)】

- 江川・坂井川：平成18年度(北九州土木事務所による動植物調査)
- 曲川・成王寺川：平成15年度(北九州土木事務所による動植物調査)
- 黒川：昭和56年度(環境省による動植物調査)
- 新々堀川：平成18年度(北九州市による動植物調査)及び平成16・19年度(中間市ほかによる動植物調査)
- 笹尾川・金剛川：平成18年度(北九州市による動植物調査)

◇：H18～H19に実施した現地調査・文献調査等による確認種

(注)表中の植物種は、野生に限り絶滅危惧種として扱われている種を含む(圏域内の確認種が、自生個体が栽培種由来かを判別することは困難)

表 2.3 下流右岸圏域内の河川で確認された生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種

分類	種名	生態系被害防止 外来種リスト掲載種	特定外来生物 (外来生物法)	調査実施河川								備考
				江川	曲川	成王寺川	坂井川	黒川	新々堀川	笹尾川	金剛川	
植物	ヒメツルソバ	●		○					○		○	
	ナガバギシギシ	●		○								
	シロバナマンテマ	●		○								
	マンテマ	●		○								
	ホコガタアカザ	●		○					○			
	セイヨウカラシナ	●		○					○	○	○	
	オランダガラシ	●		○					○	○	○	
	ビワ	●		○					○		○	
	タチバナモドキ	●		○					○			
	トキワサンザシ	●		○								
	カザンデマリ	●		○					○			
	ハリエンジュ	●		○						○		
	ナンキンハセ	●		○					○			
	シンジュ	●		○					○			
	コマツヨイグサ	●		○								
	オオフサモ	●	●								○	○
	トウネズミモチ	●		○								
	ツルニチニチソウ	●		○					○	○		
	マルバルコウ	●										○
	アメリカアサガオ	●		○								
	マルバアメリカアサガオ	●		○								
	マルバアサガオ	●		○								
	ホシアサガオ	●		○								
	オオバタクサ	●		○								
	アメリカセンダングサ	●		○					○	○		
	オオキンケイギク	●	●	○								
	ハルシャギク	●		○					○			
	セイタカアワダチソウ	●		○	○		◇	◇	○	○	○	
	ヒメジョオン	●		○						○	○	
	アカミタンホホ	●		○						○	○	
	セイヨウタンホホ	●		○					○	○	○	
	オオオナモミ	●		○	○					○		
	オオカナダモ	●		○				◇	○		○	
	ホテイアオイ	●		○								
	キシウフ	●		○				◇				
	ヒメヒオウギスイセン	●		○								
	ノハカタカラクサ	●		○	○				○	○	○	
	コスカグサ	●		○								
	アメリカンカルカヤ	●		○					○	○	○	
	カモガヤ	●		○								
	シナダレスズメガヤ	●		○					○	○	○	
	オニウシノケグサ	●		○								
	オオクサキビ	●		○					○	○		
	シマスズメノヒエ	●		○								○
	キシウスズメノヒエ	●		○								○
タチスズメノヒエ	●		○	○				○	○	○		
セイハンモロコシ	●		○	○					○	○		
ナギナタガヤ	●		○									
シュロ	●		○									
シュロガヤツリ	●		○					○		○	国内移入種	
確認種数		50種	2種	45	4			21	18	18		
鳥類	該当種なし	—	—	0	0	0		0	0	0		
哺乳類・両生類・爬虫類	ウシガエル	●	●		○			○				
	ミンシツピアカミミガメ	●			○			○				
確認種数		2種	1種		2			2				
昆虫類	該当種なし	—	—	0	0			0	0	0		
魚類	ハス	●		○							国内移入種	
	カダヤシ	●	●		○			○				
	ブルーギル	●	●		○		○			○		
	オオクチバス	●	●		○	○			○			
	確認種数		4種	3種	4	3	1		1	2	1	
底生動物	スクミリンゴガイ	●		○	○			○	○	○		
	ハブタエモノアラガイ	●		○					○			
	コウロエンカワヒバリガイ	●		○				○				
	イガイダマシ	●		○				○				
	アメリカザリガニ	●		○	○			○	○	○		
確認種数		5種	0種	5	2	1		4	3	2		
確認種数 合計		61種	6種	54	11	0	2	0	28	23	21	

【生態系被害防止外来種リスト掲載種】

以下の選定基準により定められた、環境省「生態系被害防止外来種リスト【我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト】(2015)の掲載種

- ・侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれのある外来種
- ・外来生物法に基づく規制の対象となる特定外来生物・未判定外来生物に加えて、同法の規制対象以外の外来種
- ・国外由来の外来種だけでなく、国内由来の外来種

【特定外来生物】

外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定され、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(「外来生物法」2005年施行)」の規制対象となる

【調査実施時期(網掛けしている項目は調査なし)】

- 江川・坂井川: 平成18年度(北九州土木事務所による動植物調査)
- 曲川・成王寺川: 平成15年度(北九州土木事務所による動植物調査)
- 新々堀川: 平成18年度(北九州市による動植物調査)及び平成16・19年度(中間市ほかによる動植物調査)
- 笹尾川・金剛川: 平成18年度(北九州市による動植物調査)
- ◇: H18~H19に実施した現地調査・文献調査等による確認種

(注) 上表中の動植物種以外で、圏域内の河川で確認された主な外来種としては、以下の魚類が挙げられる

- ・ゲンゴロウブナ(国内移入種): 江川、笹尾川で確認
- ・ワタカ(国内移入種): 江川、曲川、新々堀川で確認
- ・カルムチー(国外移入種): 江川、新々堀川、笹尾川で確認

(注) 上表中のハス、及びゲンゴロウブナ、ワタカは、環境省レッドリストの絶滅危惧種(原産地の淀川水系)だが、当圏域に生息しているものは移入種



ハマサジ (イソマツ科)  
環境省：準絶滅危惧 (NT)  
福岡県：絶滅危惧Ⅱ類 (VU)



ウラギク (キク科)  
環境省：準絶滅危惧 (NT)  
福岡県：絶滅危惧ⅠB類 (EN)



シバナ (ホロムイソウ科)  
環境省：準絶滅危惧 (NT)  
福岡県：絶滅危惧ⅠB類 (EN)



ササゴイ (サギ科)  
環境省：—  
福岡県：準絶滅危惧 (NT)



ニッポンバラタナゴ (コイ科)  
環境省：絶滅危惧ⅠA類 (CR)  
福岡県：絶滅危惧ⅠB類 (EN)



カゼトゲタナゴ (コイ科)  
環境省：絶滅危惧ⅠB類 (EN)  
福岡県：絶滅危惧ⅠB類 (EN)



ヒモハゼ (ハゼ科)  
環境省：準絶滅危惧 (NT)  
福岡県：準絶滅危惧 (NT)



トビハゼ (ハゼ科)  
環境省：準絶滅危惧 (NT)  
福岡県：絶滅危惧Ⅱ類 (VU)

※写真出典：福岡県 HP (福岡県の希少野生生物)



マルタニシ (タニシ科)  
環境省：絶滅危惧Ⅱ類 (VU)  
福岡県：準絶滅危惧 (NT)



ハマガニ (イワガニ科)  
環境省：—  
福岡県：準絶滅危惧 (NT)



ベンケイガニ (イワガニ科)  
環境省：—  
福岡県：準絶滅危惧 (NT)



ハクセンシオマネキ (スナガニ科)  
環境省：絶滅危惧Ⅱ類 (VU)  
福岡県：絶滅危惧Ⅱ類 (VU)



オオキンケイギク (キク科)  
【特定外来生物】



ウシガエル (アカガエル科)  
【特定外来生物】



ブルーギル (サンフィッシュ科)  
【特定外来生物】



オオクチバス (ブラックバス) (サンフィッシュ科)  
【特定外来生物】

※写真出典：重要種—福岡県 HP (福岡県の希少野生生物)  
特定外来種—環境省 HP (外来生物写真集)

### 2.2.4 河川水質

下流右岸圏域の水環境について、水質汚濁に係る環境基準の現時点における類型指定状況は、江川の坂井川合流点から遠賀川本川側水域が河川C類型（BOD5mg/L以下）、坂井川合流点から洞海湾側水域が河川D類型（BOD8mg/L以下）、また、新々堀川の腰元にある堰から洞海湾側水域が河川C類型（BOD5mg/L以下）に指定されています。遠賀川下流に接続する水域のうち、その他の河川については、環境基準の類型指定は行われていません。

圏域の水質の現況については、かつて石炭産業の影響により劣悪な水質であったことや圏域内の都市化の進展等により、黒川を除く圏域内の各河川においても、平成初期頃まではBODが高くなっていました。

しかし、現在では、鉱害復旧事業等により微粉炭による水質汚濁が改善されたことや、下水道の整備が関連各市町とも7割以上の普及率にまで進んできたことから、各河川とも近年は、以前より大幅に水質が改善されている状況です。平成10年には、水質汚濁に係わる環境基準が洞海湾側の江川と新々堀川で、上位の類型への見直しが行われています。

環境基準点である江川の江川橋、栄橋と新々堀川の本陣橋では、近年は安定的にBODが環境基準値を達成しており、良好な水質が維持されています。また、その他の水質観測が行われている曲川、黒川、新々堀川（遠賀川本川側）、笹尾川でも、BODが遠賀川下流の環境基準を概ね達成しています。

今後も、下水道事業等の生活排水対策の推進や地域住民及び関係機関と連携し、水質の維持に努める必要があります。

表 2.4 下流右岸圏域内の水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況

水域名	類型指定	環境基準値 (BOD)	環境基準点	備考
江川（坂井川合流点から遠賀川本川側）	河川C	5mg/L以下	江川橋	
江川（坂井川合流点から洞海湾側）	河川D	8mg/L以下	栄橋	H9以前は、河川E類型 (BOD10mg/L以下)
新々堀川（腰元にある堰から洞海湾側）	河川C	5mg/L以下	本陣橋	H9以前は、河川E類型 (BOD10mg/L以下)



図 2.2 下流右岸圏域内の水質類型指定と水質観測地点位置図

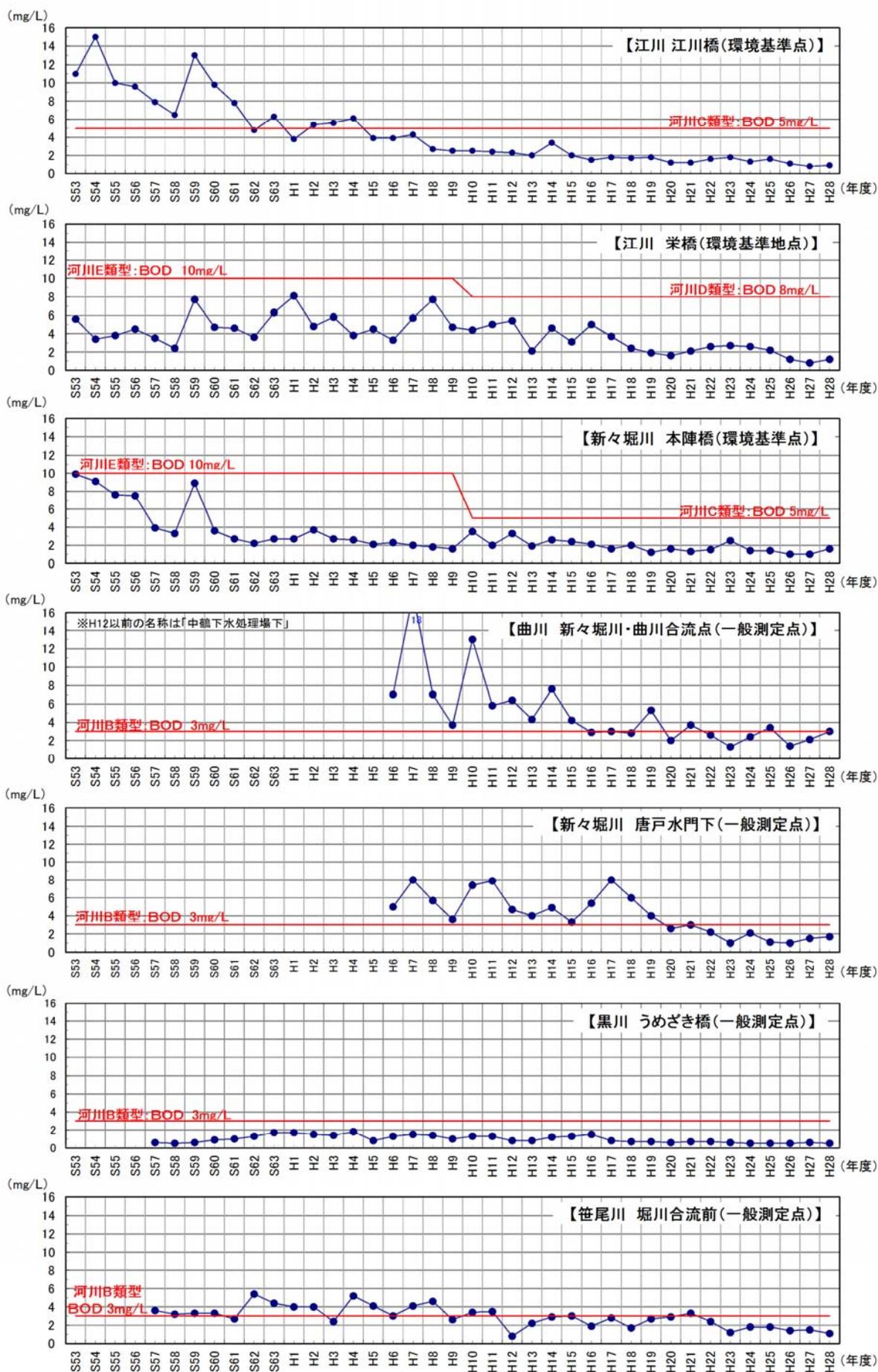


図 2.3 下流右岸圏域の水質 (BOD75%値) 経年変化図

【用語説明】

〔BOD（生物化学的酸素要求量）〕

水中の微生物が、有機物などを分解するのに必要な酸素量で、河川の水質汚濁を表す代表的な指標です。

その値が大きいほど、水が汚れていることを表します。

遠賀川下流水域の環境基準値は 3mg/L（河川B類型に指定）以下です。ただし支川の江川については、坂井川合流点から遠賀川本川側で 5mg/L（河川C類型に指定）となっています。

また、洞海湾に注ぐ河川の環境基準値は、江川が坂井川合流点から洞海湾側で 8mg/L（河川D類型に指定）、新々堀川が腰元にある堰から洞海湾側で 5mg/L（河川C類型に指定）となっています。

〔水質汚濁に係わる環境基準の類型〕

生活環境の保全に関する環境基準の分類を環境省が示したもので、河川での水の利用目的などに応じた分類（BODの環境基準はこれに含まれます）では、AA、A、B、C、DからEまで6区分あります。類型の目安は、次のとおりです。

＜河川AA類型＞ろ過等による簡易な浄水操作を行い水道として利用するもの。自然探勝等の環境保全を行うもの。

＜河川A類型＞沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行い水道として利用するもの。ヤマメやイワナ等の水産生物に利用するもの。

＜河川B類型＞前処理等を伴う高度な浄水操作を行い水道として利用するもの。サケやアユ等の水産生物に利用するもの。

＜河川C類型＞沈殿等による通常の浄水操作を行い工業用水として利用するもの。コイやフナ等の水産生物に利用するもの。

＜河川D類型＞薬品注入等による高度の浄水操作を行い工業用水として利用するもの。農業用水として利用するもの。

＜河川E類型＞特殊な浄水操作を行い工業用水として利用するもの。国民の日常生活において不快感を生じない限度。

〔BOD75%値〕

BODの環境基準の達成状況は、公共用水域が通常の状態（河川では低水流量時及び水利用が行われている時期を含む）にあるときの測定値によって判断します。

測定された年間データをその値の小さいものから順に並べ、データ数の75%目に当たる値（データが12個あれば値の小さいものから9番目）が基準値に適合している場合に環境基準を達成していると判断します。

なお、当圏域を含む遠賀川水系の河川では、平成14年7月に水質及び水量の改善を目標とした清流ルネッサンスⅡの第二次計画対象河川に選定されており、流域住民、学識者、行政からなる地域協議会が平成16年3月に「遠賀川水系環境改善緊急行動計画（遠賀川水系清流ルネッサンスⅡ）」を策定し、水質の改善に取り組んでいます。近年では、流域内のNPO等の環境保全活動が盛んに行われ、行政と協働しての水質改善へ向けた活動も増加しています。

協働した行動の具体例①

〔NPO 等による流域全体での水環境保全の取り組み〕

遠賀川やその周辺における不法投棄などによる地下水汚染、生活及び工場排水による水質汚濁、河川へのごみのポイ捨てなどをなんとかしようと、飯塚市で端を発したNPO「I LOVE 遠賀川」による清掃活動が、遠賀川流域全体に広がり、現在では、遠賀川の上流域～下流域のNPO等や行政が連携して、各地域で河川清掃活動等の水環境保全の取り組みが行われています。

下流右岸圏域でも、新々堀川や曲川、黒川等において、沿川の地域住民による河川清掃活動のほか、水質浄化に向けた取り組みやホテル等の保全活動、地域の子供たちへの環境学習活動等が、沿川の事業所や行政とも連携して盛んに行われています。



秋の遠賀川一斉清掃（新々堀川：八幡西区、新々堀川：中間市、曲川：中間市の様子）  
※出典：「遠賀川流域住民の会」HP

協働した行動の具体例②

〔ふくおか水もり自慢！〕

「ふくおか水もり自慢！」は、福岡県内の水・森に係わる活動をしている団体が一堂に会し、活動発表や意見交換を通して、団体間の交流や行政と市民団体のパートナーシップを促進します。また、他の団体の活動状況や手法を学び、課題を共有しながら、今後の活動の糧（かて）としていくことを目的にしています。

「ふくおか水もり自慢！」への参加をきっかけに、福岡県内にある豊かな自然と人間が共存していくために必要な考え方や取り組みを一緒に検討します。

○基本的な考え方

- ◆福岡県を「福岡」・「北九州」・「筑後」・「筑豊」の4つのブロックに分けて持ち回りで開催しています。
- ◆各ブロックを持ち回りで開催しておりますが、県内の活動団体がお互いの活動について意見交換し、交流を深めることを目的としており、県内で活動する全ての団体などを参加対象としています。
- ◆上下流交流、都市と地方、異分野間の交流を促進します。
- ◆九州「川」のワークショップ、川の日ワークショップなどへの出場を促進します。
- ◆学生の育成の場として活用します。
- ◆学校教育との連携を促進します。



○開催状況

平成16年度より、福岡市、北九州市、柳川市、久留米市等で、これまでに15回開催しており、数多くの団体の参加がありました。

平成30年度は、「第15回ふくおか水もり自慢！in 紫川」として、北九州市で開催されました。

### 2.2.5 景観

下流右岸圏域の河川には、自然の営みによって形成された瀬・淵や、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の場となっている植生があります。

また、藩政時代により先人が築き上げてきた治水・利水システムなど、流域の歴史・文化と関わる河川景観があります。

北九州市、中間市においては、それぞれ「北九州市景観づくりマスタープラン」や「北九州市景観計画」、「中間市景観計画」を策定し、遠賀川流域での良好な景観の維持、形成の取り組みが推進されています。

これらのことから、今後も河川景観等との調和や既存計画等を踏まえた河川整備を行っていく必要があります。

### 2.2.6 河川に流入、放棄されるゴミ問題

近年、河川に流れてくる大量のごみや、河川区域内に不法投棄される粗大ごみの問題が、多くの河川で問題となっています。

不法投棄は、著しく河川環境や河川景観を悪化させるだけでなく、場合によっては治水上の支障となることから、不法投棄を未然に防止する対策が必要です。

このため、日常の河川巡視を行うほか、河川美化意識の啓発に努めていますが、今後は、地域住民と行政との協力・連携によって、現在のゴミ問題を改善していく必要があります。

## 2.3 まとめ

下流右岸圏域では、現在でも頻繁に浸水被害が発生しており、今後も洪水に対する安全性の向上を目指し、治水施設の整備を進めていく必要があります。

同時に、人々の河川環境への関心の高まりから、河川事業を進めるにあたっては、治水安全度の向上を前提に、多自然川づくりによる河川環境の保全と、人々が自然に親しめる川づくりに努める必要があります。

圏域の河川水は、主にかんがい用水として利用されていますが、長期間雨が降らなければ、河川の水量が少なることで、河川環境保全のための水量確保が必要となります。今後も、本圏域内河川の健全な水利用が維持されるよう適正な水管理が必要です。

水質については、環境基準点である江川、新々堀川をはじめ主要河川で環境基準値を概ね満足しており、今後も現在の水質を維持していくことが必要です。

河川内のゴミへの投棄は、河川環境の悪化をもたらすだけでなく、治水上の障害となることから、これを抑止する取り組みが必要です。

河川に対するニーズは多様化しており、これらを総合的に行っていくためには、地域との連携は不可欠であり、地域と一体となった川づくりを目指す必要があります。

### 第3章 河川整備計画の対象区間及び対象期間

#### 3.1 河川整備計画の対象区間

河川整備計画の対象となる河川の区間は、下流右岸圏域において福岡県が管理するすべての区間とします。

表 3.1 河川整備計画の対象区間

河川名	河川区間		指定区間延長 (km)
	始点	終点	
あしやしおいりがわ 芦屋汐入川	遠賀郡芦屋町大字山鹿後水98番の1地先 (町道橋下流端)	遠賀川合流点	0.3
ごみずがわ 後水川	左岸:遠賀郡芦屋町大字山鹿後水2293 右岸:遠賀郡芦屋町大字山鹿後水78番の2地先	芦屋汐入川合流点	0.2
えがわ 江川	遠賀川分派点	洞海湾	7.8
まがわ 曲川	左岸:中間市大字中間字御館7146番の5地先 右岸:中間市大字中間字大浦6378番の8地先	江川合流点	7.9
まがわ 曲川放水路	曲川分派点	遠賀川合流点	1.1
なるおうじがわ 成王寺川	中間市大字中間字切畑621番の3地先 (切畑橋)	曲川合流点	1.6
さかいがわ 坂井川	左岸:北九州市若松区大字有毛字渡り瀬650番地 右岸:北九州市若松区大字有毛字鴨池1099番地	江川合流点	3.3
くろかわ 黒川	左岸:北九州市八幡西区大字畑字日尾66番地 右岸:北九州市八幡西区大字畑字大庭床391番地先	遠賀川合流点	4.9
しんしんほりかわ 新々堀川	黒川分派点	洞海湾	9.2
らかんがわ 羅漢川	左岸:遠賀郡水巻町大字吉田字御輪池1685番の2地先 右岸:遠賀郡水巻町大字吉田字御輪池1609	新々堀川合流点	0.2
さきおがわ 笹尾川	左岸:北九州市八幡西区大字笹田字半田289番地 右岸:北九州市八幡西区大字笹田字半田291番	遠賀川合流点	2.6
しんほりかわ 新堀川	笹尾川分派点	黒川合流点	0.2
こんごうがわ 金剛川	左岸:北九州市八幡西区大字金剛字上ノ坂1551番の2地先 右岸:北九州市八幡西区大字金剛字笹山1368番の1地先	笹尾川合流点	2.1
ほりかわ 堀川	遠賀川分派点	笹尾川合流点	0.7

(注)指定区間:県管理区間

## 3.2 河川整備計画の対象期間

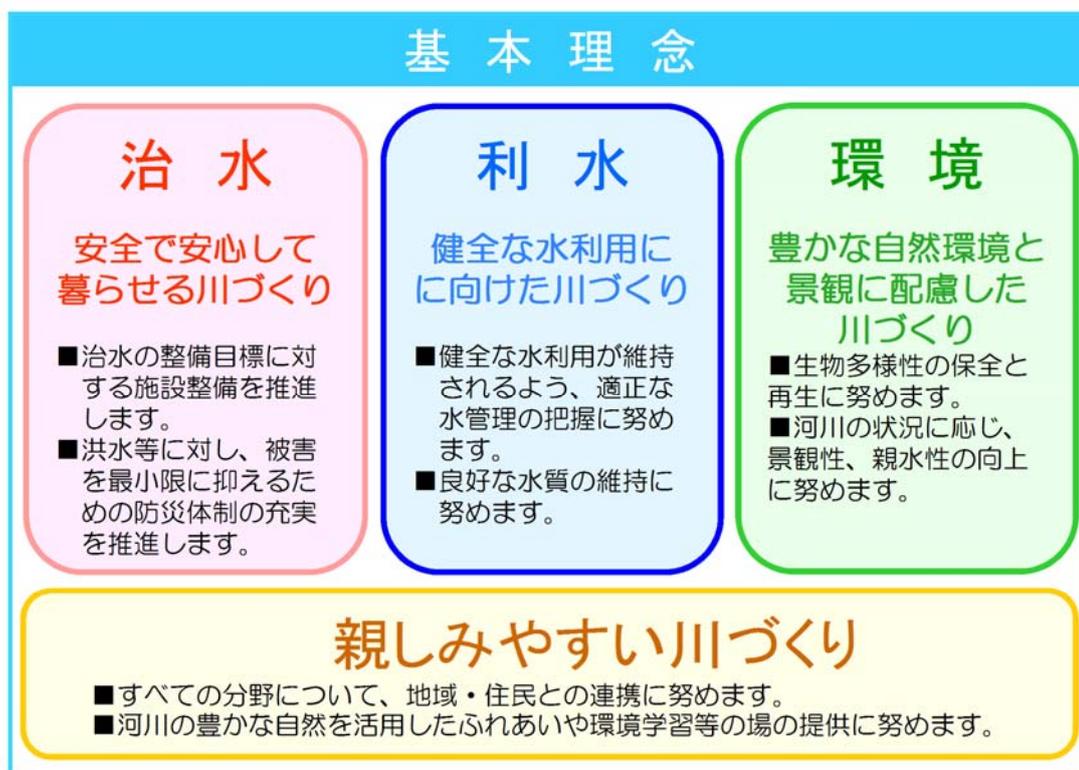
河川整備計画の対象期間は、計画対象区間における当面の河川整備が一連の効果を発揮するために必要な期間として、計画策定時から概ね30年間とします。

なお、本計画は現時点での被害軽減の緊急性から策定したものであり、策定後の洪水や社会経済・自然環境・河道状況等の変化や新たな知見・技術の進歩等により、必要に応じて、適宜見直しを行います。

## 第4章 河川整備計画の目標に関する事項

### 4.1 河川整備計画における基本理念

下流右岸圏域における河川整備計画の基本理念は、以下の3つの柱のもと、洪水から貴重な生命・財産を守る「治水」、安定した水利用ができる「利水」、うるおいと安らぎのある水辺環境を創造する「河川環境」のバランスをとって、下流右岸圏域の特徴に合わせた川づくりを行っていきます。また、川づくりを行うにあたり、総合的な維持管理についても実施していきます。



## 4.2 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

### 4.2.1 洪水対策

下流右岸圏域では、近年の洪水被害の状況や頻度、万一氾濫した場合の被害の範囲や甚大さ、流域内の人口や資産の状況等から求められる治水安全度等を総合的に十分考え合わせ、緊急度の高い河川を対象として、河川改修を進めていくことを基本とします。それらを考慮し、江川（洞海湾側区間）、曲川、笹尾川、金剛川の4河川を整備対象河川とします。

整備対象河川の整備目標は、江川は平成21年7月規模程度の洪水を、曲川・笹尾川・金剛川は平成11年6月規模程度の洪水を、安全に流下させることを目指します。

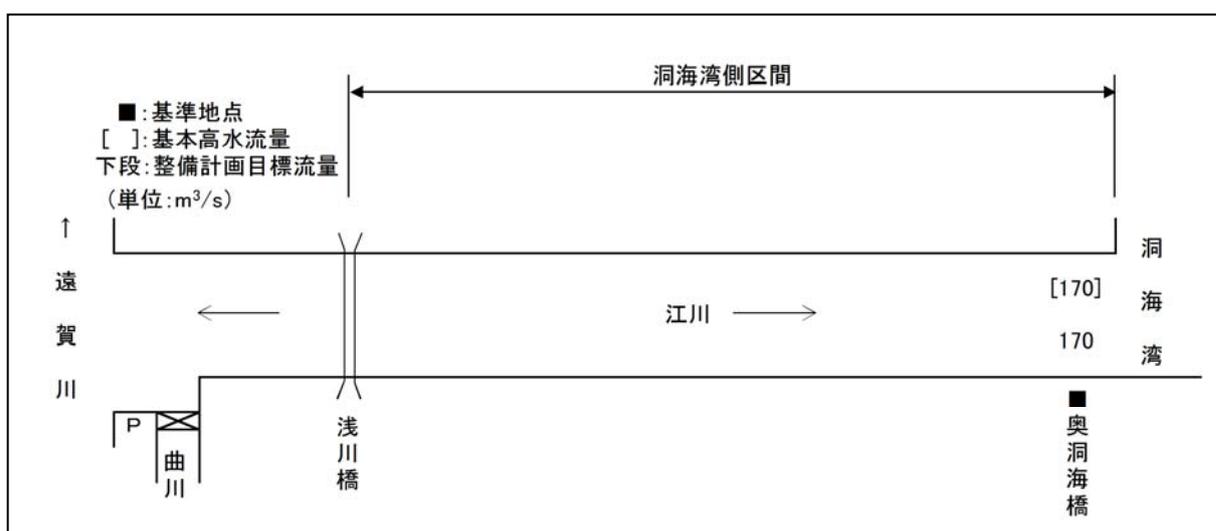


図 4.1 江川 整備目標流量配分図

第4章 河川整備計画の目標に関する事項  
 4.2 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

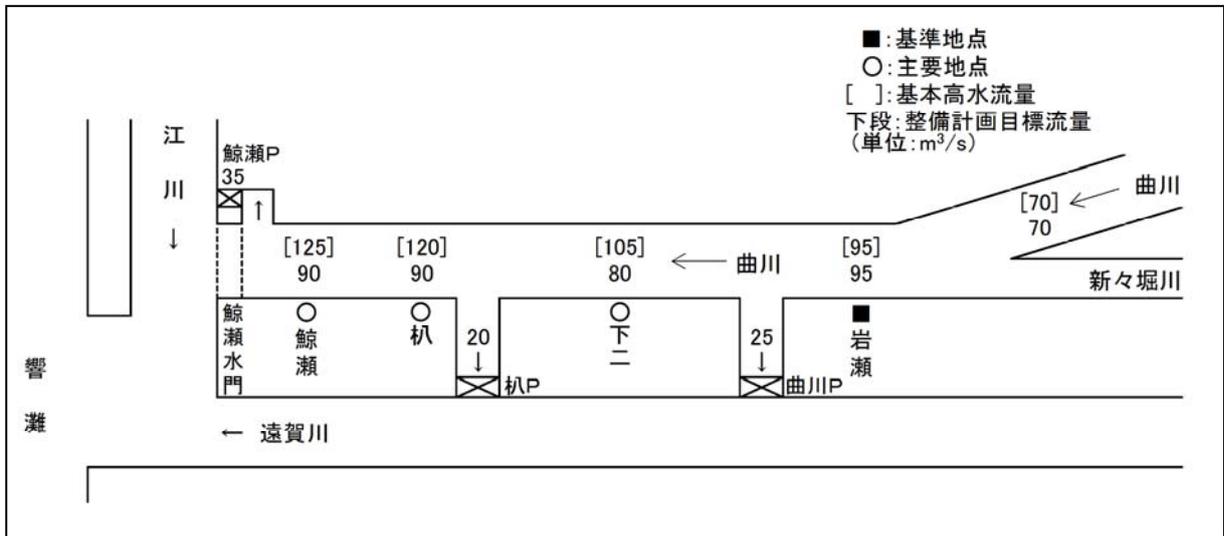


図 4.2 曲川 整備目標流量配分図



図 4.3 笹尾川 整備目標流量配分図



図 4.4 金剛川 整備目標流量配分図

#### 4.2.2 内水対策

内水対策については、内水被害が発生しやすい地区を対象に、関係機関と連携・調整を図り検討を行い、内水被害の軽減や拡大防止を目指します。

#### 4.2.3 地震対策

地震対策については、堤防や水門等の河川管理施設の耐震性能を照査し、必要な耐震対策を実施し、大規模な地震動が発生しても、河川管理施設として必要な機能を確保することとします。

#### 4.2.4 危機管理

整備途上における施設能力以上の洪水や計画規模を超過する洪水に対しては、関係機関と緊密に連携を図り、速やかな防災情報の提供、水防活動の支援に努め、被害の防止・軽減を図るとともに、流域全体での取り組みを目指します。

#### 4.2.5 河川の維持

河川の維持については、洪水による災害の防止または被害軽減の機能が維持されるよう、堆積土砂のしゅんせつや河道内樹木の伐採など適切な河道管理に努めます。

また、堤防や護岸などの河川管理施設については、定期的な施設点検や老朽化に備えた長寿命化対策を行い、施設の機能維持に努めます。

なお、これら河道や施設の維持管理の際には、生態系が持つ機能の維持増進に努めます。

### 4.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する目標

#### 4.3.1 水利用

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持については、永続的に健全な河川水の利用が維持されるように、関係機関と協力して適正な水管理に努めていくことを目指します。

#### 4.3.2 河川空間利用

河川空間の利用については、地域住民にとっての憩いの場であることや過去の舟運の歴史を念頭に、周辺環境に十分配慮し、自然や歴史文化に触れ親しむことのできる河川空間の形成を目指します。

#### 4.3.3 河川環境

河川環境の整備と保全については、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生、また外来種の侵入および拡大の抑制を目指します。

このため、河川改修等に際しては、個々の河川の特성에応じた河川環境への影響回避や低減に努めます。

#### 4.3.4 河川水質

水質については、関係機関とも連携し、現在の水質の保全とさらなる向上を目指します。

## 第5章 河川の整備の実施に関する事項

### 5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

#### 5.1.1 河川工事の目的、種類

整備対象河川では、整備計画目標流量の安全な流下を図ることを目的として、築堤、河道の拡幅や掘削、排水ポンプの増設を行い、河道内での安全な流下を図ります。

#### 5.1.2 洪水対策

##### (1) 施行の場所

下流右岸圏域内の河道整備は、表 5.1 に示す区間を対象とします。

表 5.1 施行の場所

河川名	施行区間	施行延長
江川	甚五井川合流点 ～ 浅川橋	約 4.35km
曲川	長割橋上流 ～ 切畑橋	約 3.02km
笹尾川	稗田橋上流 ～ 笹田橋下流	約 0.61km
金剛川	金剛新橋 ～ 都市高速上流	約 0.28km

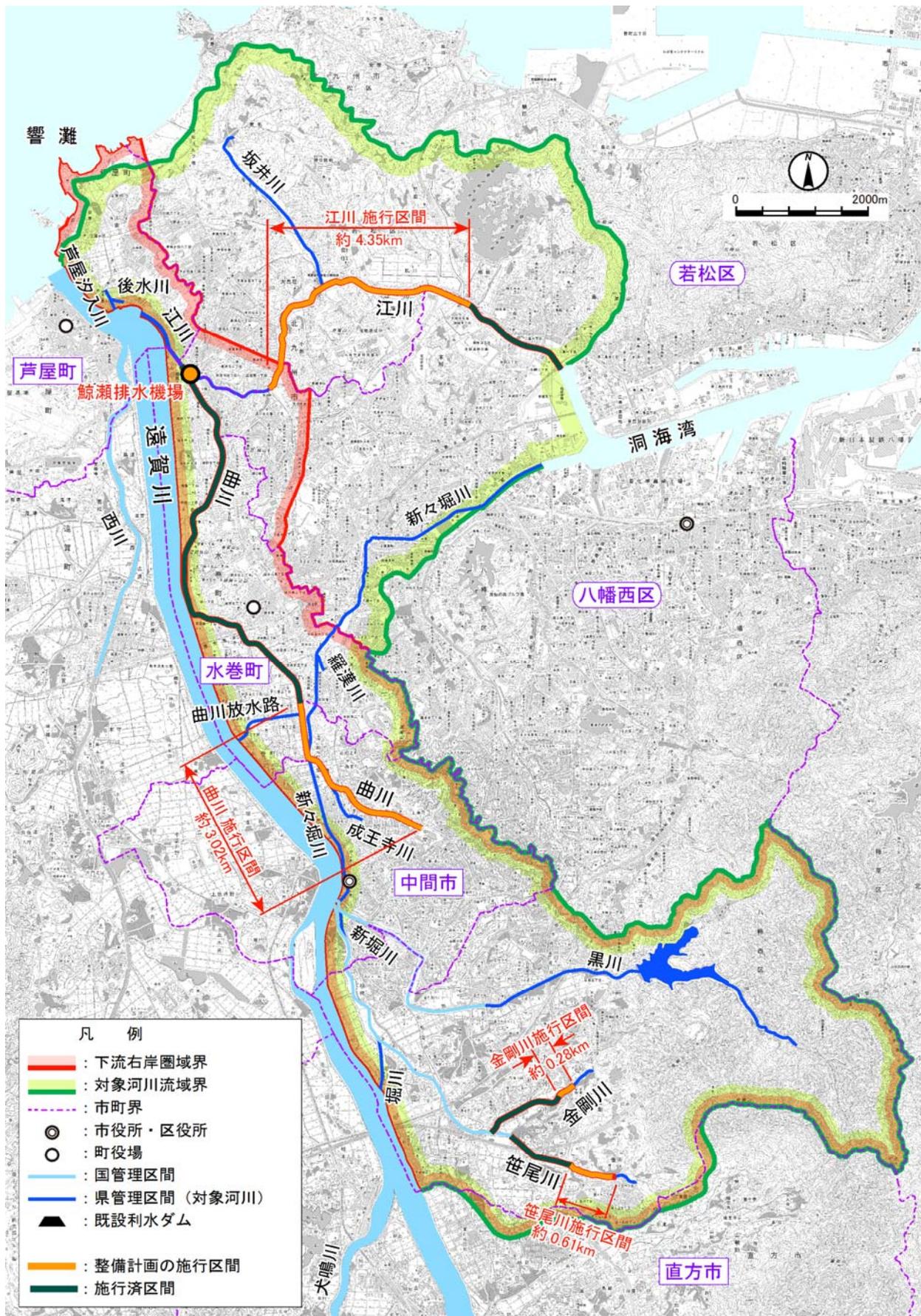


図 5.1 下流右岸圏域河川整備計画の施行の場所

## (2) 改修方針

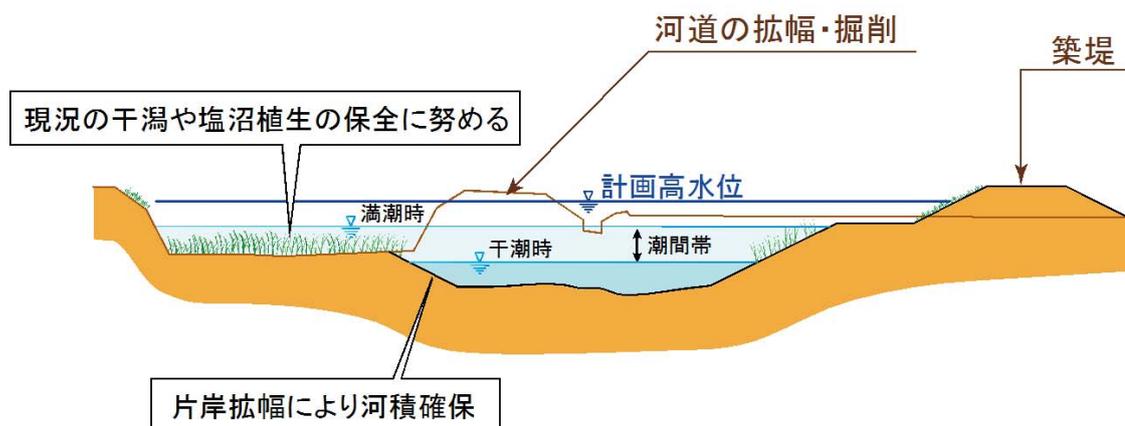
## 1) 江川（甚五井川合流点～浅川橋）

江川は、昭和46年から昭和55年まで鉱害復旧事業による整備を実施しましたが、平成3年9月洪水において浸水被害が発生したことや、流域内で北九州学術・研究都市整備に伴う開発事業が行われることから、平成7年より河川改修事業に着手しています。

江川の改修方針は、奥洞海橋地点の目標流量  $170\text{m}^3/\text{s}$  を安全に流下させるために、甚五井川合流点から浅川橋までの延長約4.35km区間で、築堤、河道の拡幅、河道の掘削を行い、必要に応じて護岸整備や橋梁等の構造物の改築を行います。

施行区間においては、干潟や水際の塩沼植生やヨシ等群落において、クリイロカワザンショウガイ、他のカワザンショウガイ類、ベンケイガニ類等の生息地盤高の異なる多様な潮間帯生物群が確認されています。

河川工事にあたっては、学識者等の意見を参考にしながら、片岸の河岸を残すことによる干潟や水際環境の保全、潮間帯生物群等の生息・生育・繁殖環境に配慮した工法・形状の選定を行うなど生物多様性の保全と再生を図ります。



※横断面図はイメージであり、掘削形状や堤防形状は、背後地の状況や詳細な検討・設計に応じて、変更する場合があります。

図 5.2 江川代表断面（小敷橋上流）

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

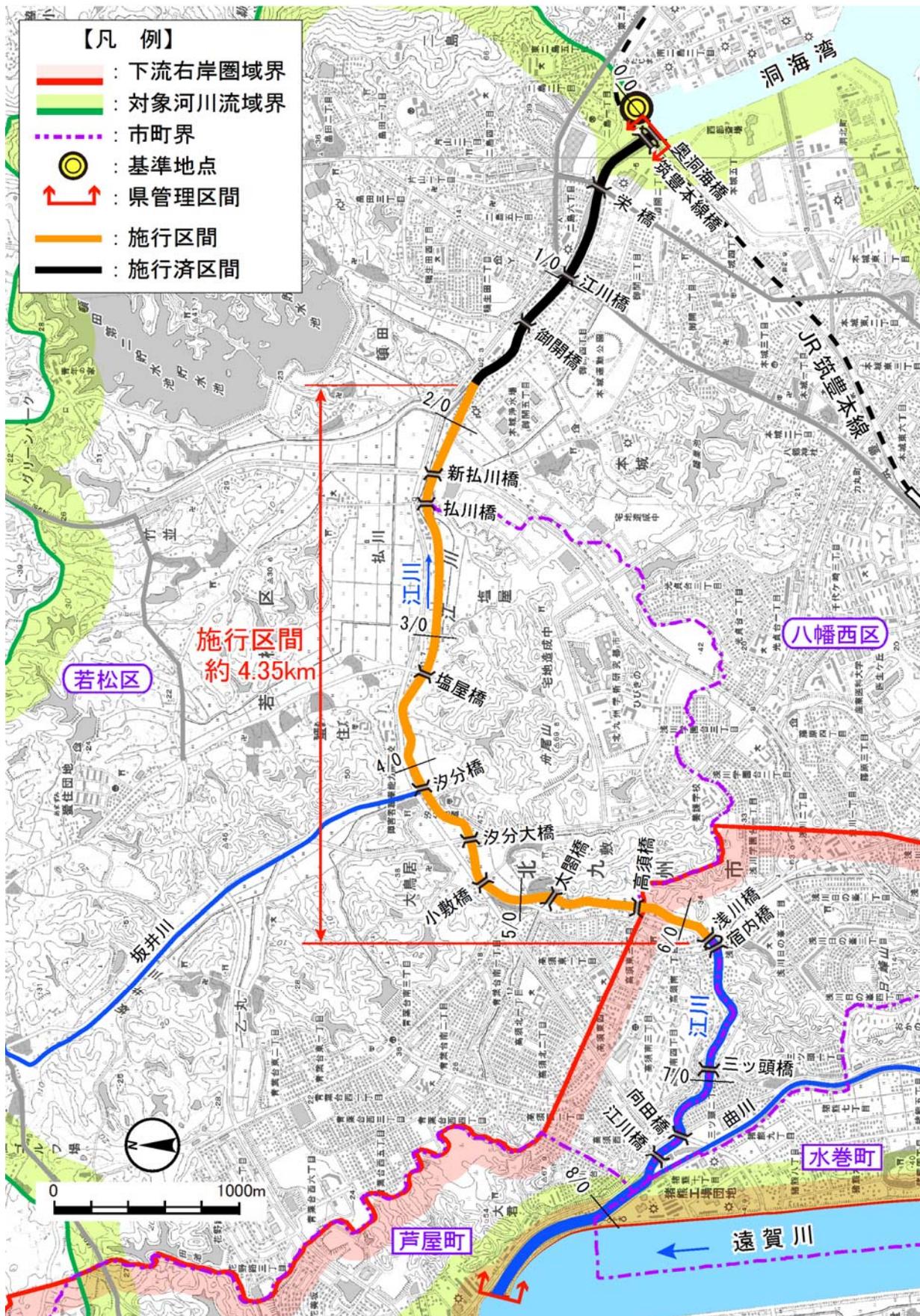


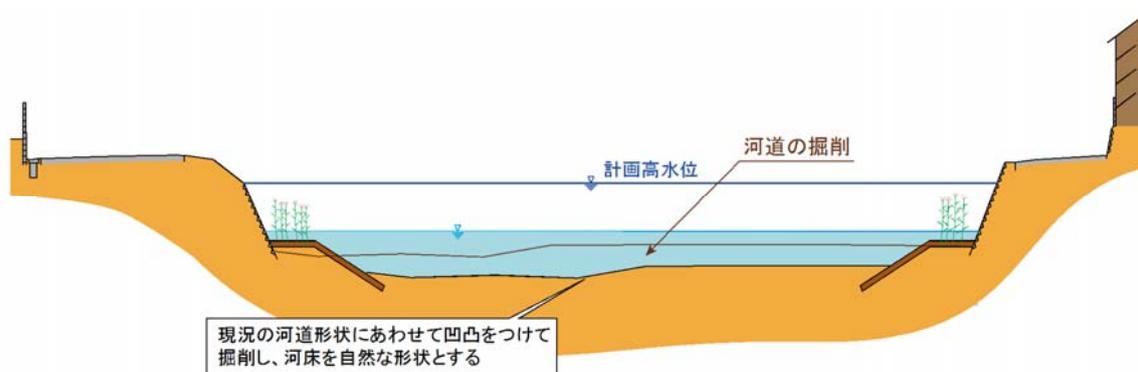
図 5.3 江川施行位置図

## 2) 曲川（長割橋上流～切畑橋）

曲川は、昭和41年6月洪水により浸水被害が発生したことを契機に、昭和43年に着手した鉾害復旧事業と並行し、昭和46年より河川改修事業に着手し、河道掘削や排水ポンプ等の整備を進めています。

曲川の改修方針は、岩瀬地点の目標流量  $95\text{m}^3/\text{s}$  を安全に流下させるために、長割橋上流から切畑橋までの延長約3.02km区間で、河道の掘削を行い、必要に応じて護岸整備や橋梁等の構造物の改築を行います。また、内水対策として排水ポンプの増設を行います。

河川工事にあたっては、学識者等の意見を参考にしながら、景観や親水性に配慮した整備や良好な水際環境の形成を図るなど、重要な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工法・形状を選定します。



※横断図はイメージであり、掘削形状や堤防形状は、背後地の状況や詳細な検討・設計に応じて、変更する場合があります。

図5.4 曲川代表断面（曲川バイパス分派点下流）

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

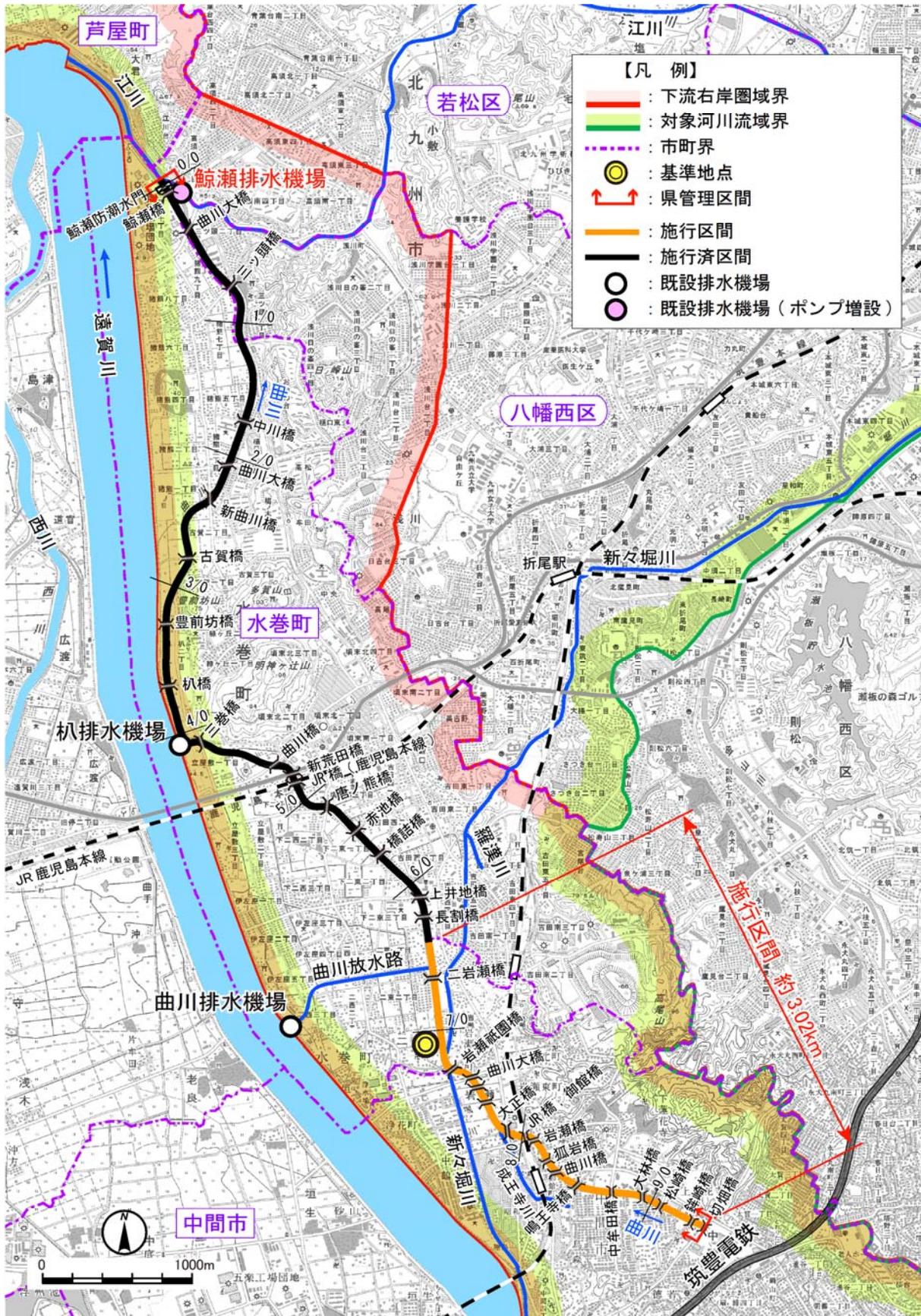


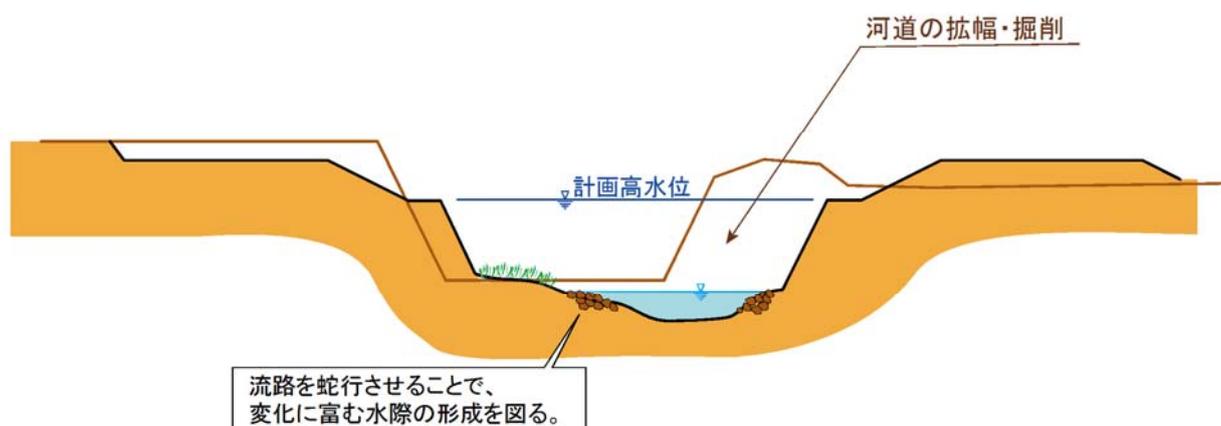
図 5.5 曲川施行位置図

### 3) 笹尾川（稗田橋上流～笹田橋下流）

笹尾川は、九州自動車道八幡 IC の建設や区画整理事業が進められるなど、市街化の進行が著しい河川であり、昭和 63 年より改修工事に着手しています。

笹尾川の改修方針は、四郎丸橋地点の目標流量  $45\text{m}^3/\text{s}$  を安全に流下させるために、稗田橋上流から笹田橋下流までの延長約 0.61km 区間で、法線の是正、河道の拡幅、河道の掘削を行い、必要に応じて護岸整備や橋梁等の構造物の改築を行います。

河川工事にあたっては、学識者等の意見を参考にしながら、景観や親水性に配慮した整備や流路を蛇行させることで、瀬や淵、砂州など変化に富む水際の形成を図り、重要な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工法・形状を選定します。



※横断面図はイメージであり、掘削形状や堤防形状は、背後地の状況や詳細な検討・設計に応じて、変更する場合があります。

図 5.6 笹尾川代表断面（七田橋上流）

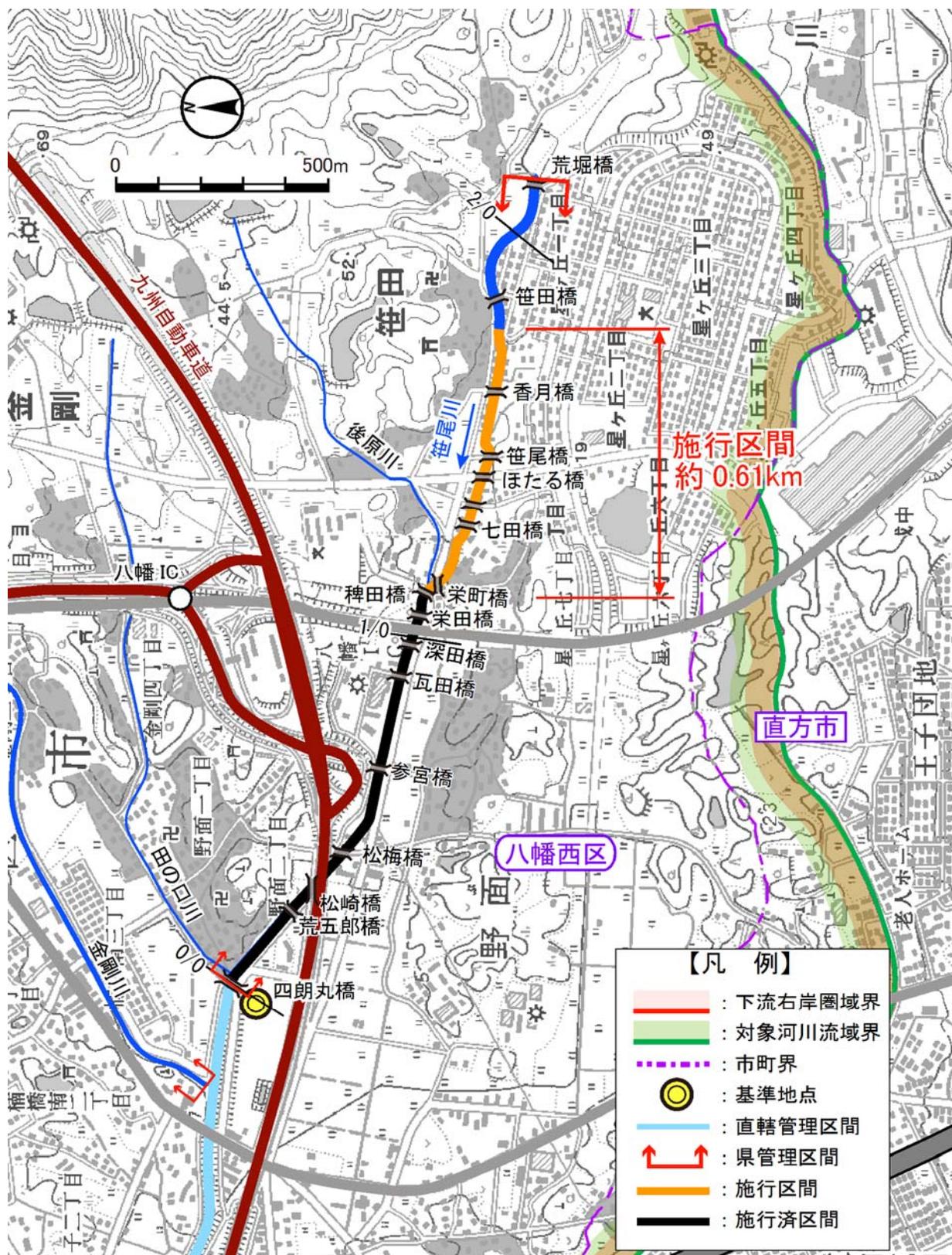


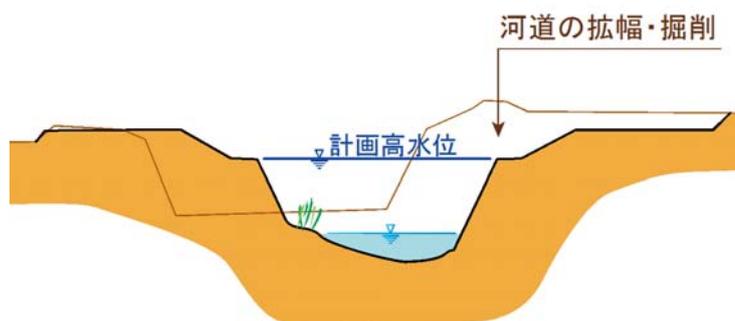
図 5.7 笹尾川施行位置図

## 4) 金剛川（金剛新橋～都市高速上流）

金剛川は、九州自動車道八幡 IC の建設や住宅街が広がる河川であり、昭和 63 年より改修工事に着手しています。

金剛川の改修方針は、笹尾川合流点の目標流量  $35\text{m}^3/\text{s}$  を安全に流下させるために、金剛新橋から都市高速上流までの延長約 0.28km 区間で、法線の是正、築堤、河道の拡幅、河道の掘削を行い、必要に応じて護岸整備や橋梁等の構造物の改築を行います。

河川工事にあたっては、学識者等の意見を参考にしながら、瀬や淵、砂州など変化に富む水際の形成を図り、重要な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工法・形状を選定します。



※横断図はイメージであり、掘削形状や堤防形状は、背後地の状況や詳細な検討・設計に応じて、変更する場合があります。

図 5.8 金剛川代表断面（北九州都市高速道路付近）

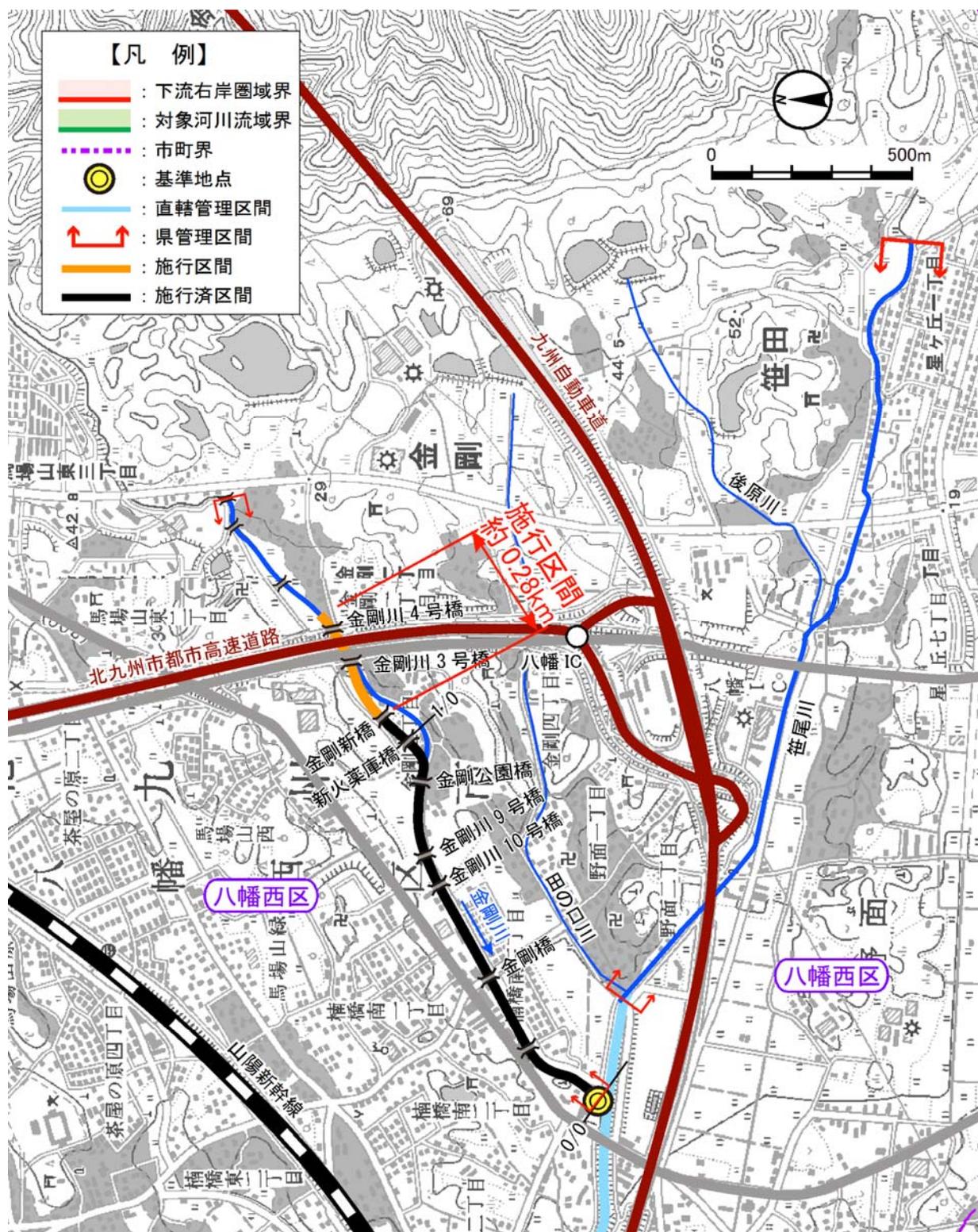


図 5.9 金剛川施行位置図

### 5.1.3 局所的な改良

部分的なネック箇所の改良により被害軽減が可能な箇所においては、緊急性や優先度を考慮しつつ、必要に応じて局所的な改修を行うことにより、浸水被害の軽減を図ります。

### 5.1.4 内水対策

家屋への浸水被害が頻繁に発生するなど、内水対策の必要性がある箇所においては、関係機関等と連携・調整を行い、家屋等の浸水被害の軽減や拡大防止を図ります。

### 5.1.5 水衝部等の安全性確保

水衝部や洪水時の河床の深掘れ、河岸及び堤防法面の浸食等によって堤防の安全性を確保できないおそれのある箇所や、河道のモニタリング等の結果により、河川の維持や河川管理施設の安全性を確保する必要があると判断された箇所については、必要に応じて根固め、護岸、水制及び法面保護等の整備を行います。

### 5.1.6 堤防の安全性確保

堤防については、必要に応じて洪水における浸透や浸食等に対する安全性の検討を行い、その結果を踏まえて対策を実施し、堤防の安全性を確保します。

### 5.1.7 危機管理

整備途上における施設能力以上の洪水や計画規模を超過した洪水に対しては、関係機関と緊密に連携を図りながら、速やかな防災情報の提供、水防活動の支援に努め、被害の防止、軽減を図ります。さらに、災害時に地域住民が円滑かつ迅速な避難行動が行えるよう、市町村が行うハザードマップの作成を支援します。

## 5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

### 5.2.1 河川維持の目的

河川の維持管理は、地域特性を踏まえつつ、洪水による災害の発生の防止及び軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全がなされることを目的とします。河川管理施設等に関して適切な維持管理を行うため、下記の施策を行います。

### 5.2.2 河川維持の種類

#### (1) 河川管理施設の維持管理

河川管理施設の機能を維持し、十分に発揮させることを目的として、堤防・護岸及び河川工作物等の定期的な巡視、点検、整備を行うとともに、災害危険箇所等の把握を定期的に行い、優先順位の高いものから対応を行っていきます。また、機械・機器等の施設の機能を維持するため、機器の更新及び補修も必要に応じて行います。

さらに、治水上の安全性を確保するため、取水堰等の許可工作物で、洪水時の洗掘や河積の阻害等、河川管理上の支障となるものについては、施設管理者と調整し適切な処理に努めます。また、施設の新築や改築にあたっては、施設管理者に対して治水上の影響のみならず、環境保全にも配慮するよう指導します。

#### (2) 堆積した土砂等の管理

河道内の堆積した土砂等については、洪水時の流下能力を維持することを目的とし、河川巡視により堆積状況を把握し、しゅんせつする際には生態系に配慮して維持管理に努めます。

また、河川内に繁茂した植生については、それらのもつ浄化機能や生態系への影響を考慮しながら伐採等を行うとともに、植生の効率的な管理を目指していきます。

#### (3) 河川の巡視

河川巡視要綱に基づき河川巡視を行います。また、河川区域内における不法投棄、不法占用、不法係留等を防止するため、関係機関と連携して監視、指導に努めます。

さらに、梅雨時期等の雨が多い時期に備えて、河川施設の重点的な巡視を行い、異常箇所の早期発見に努めます。

#### (4) 災害への対応

護岸等の河川管理施設に災害が発生した場合は、早期発見に努めるとともに、迅速にその復旧に向けて取り組みます。

**(5) 水量・水質の管理等**

適正な河川管理のために、雨量・水位の把握に努めるとともに、関係機関と連携して、定期的に水質の把握に努め、水質改善についての啓発活動等を行っていきます。

また、水質事故が発生したときは、事故状況の把握、関係機関への連絡、河川や水質の監視、事故処理等原因者及び関係機関と協力して迅速な対応を行います。

**5.2.3 施行の場所**

河川の維持管理は、河川整備計画の対象区間全体において行います。

## 5.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する事項

### 5.3.1 水利用

下流右岸圏域の河川の適正な利用に関しては、現在、かんがい用水、水道用水、工業用水の水源として利用されていることから、適正な流水の維持が図られるように努めます。

また、流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、各河川の流況ならびに動植物の生息・生育・繁殖環境の場及び利水の現況等、引き続きデータの蓄積に努め、今後さらに検討を行います。

### 5.3.2 河川空間利用

河川空間の利用については、散策や水遊びをはじめとする各種レクリエーションに利用されていることや、堀川運河（現在の堀川・新堀川・新々堀川）による舟運の歴史が地域に深く根付いていることから、治水上や河川利用上の安全・安心に配慮した上で、地域の要望を踏まえた憩いの場や自然体験、環境学習活動の場の形成に努めます。

### 5.3.3 河川環境

河川環境の整備と保全については、「多自然川づくり基本方針」、「中小河川に関する河道計画の技術基準」及び「福岡県生物多様性戦略」を基本として、治水・利水面に配慮しつつ、地域と合意形成を図りながら、多様な生物の生息・生育・繁殖環境の場の保全・創出を図ります。

### 5.3.4 河川水質

水質については、地域住民や関係機関と連携して水質保全対策や情報共有等を推進し、水質の保全とさらなる向上に努めます。

## 5.4 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

### 5.4.1 総合的な被害軽減対策の必要性

近年の降雨傾向の変化や、洪水被害の発生状況を見ると、当該圏域においてもいつ水害が発生してもおかしくありません。そのような中で、整備途中の河川における大雨や、将来計画の想定を上回るような大雨が降った場合に、どのようにして地域住民の生命と財産を守るかが重要となっています。

このため、河川改修のような従来のハード整備に加えて、警戒情報の発信や避難誘導等のソフト対策を充実させ、ハードとソフトの両面からの総合的な被害軽減対策に、自治体等と協力して取り組む必要があります。

### 5.4.2 ソフト対策の具体的な取り組み

#### (1) 水害発生危険性に関する情報の提供

水位周知河川においては、円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域等を、洪水浸水想定区域として公表しています。公表した洪水浸水想定区域図に基づき、市町が洪水ハザードマップ等を作成する場合には、支援を行うなど関係機関との連携をさらに強化していきます。また、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設<sup>※</sup>及び大規模工場等の所有者または管理者が避難確保計画の作成、避難訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際は、技術的な助言を行います。

なお、水位周知河川に指定されていない河川においても、過去の浸水実績の把握に努めるとともに、市町が過去の浸水実績を水害発生危険性に関する情報として活用できるように支援していきます。

※「要配慮者利用施設」とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設を示します。

(2) リアルタイム水文情報（雨量、河川水位等）

洪水等による被害の発生又は発生が予想される際には、正確な情報を収集し、迅速に市町や地域住民に提供することが、被害軽減に対し極めて重要です。

このため、圏域内の雨量や河川水位等を「福岡県総合防災情報」※1や「防災メール・まもるくん」※2により、携帯電話やインターネット等を利用してリアルタイムで提供するとともに、市町への水防情報の伝達を行います。

「福岡県総合防災情報」※1の各種情報アドレス

(3) <携帯電話>

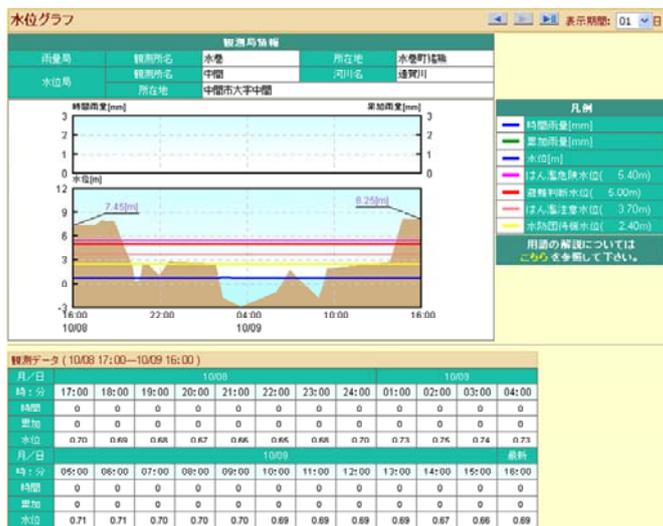
福岡県総合防災情報ホームページ (<http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/fp/>)

<インターネット>

福岡県総合防災情報ホームページ

(<http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/gis/info/top/menu>)

パソコンの場合



携帯電話の場合

水位情報(履歴)	
遠賀川 中間	
■基準値をこえると水位の色が変わります。	
ト水防団待機:	2.40m
トはん濫注意:	3.70m
ト避難判断:	5.00m
トはん濫危険:	5.40m
10/09 16:00	→ 0.69m
15:50	0.69m
15:40	0.69m
15:30	0.65m
15:20	0.66m
15:10	0.66m

「防災メール・まもるくん」※2の情報アドレス

防災メール・まもるくんホームページ

(<http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/mamorukun/>)

図 5.10 防災意識の向上

(4) 防災意識の向上のための市町への支援

洪水被害を軽減するためには、水防活動を実施する自治体や地域住民一人ひとりの防災意識を高め、洪水時の迅速かつ的確な水防活動及び警戒・避難を実行する必要があります。そのため、日頃から河川に関する防災情報の提供や、関係機関とも連携し、広報・支援体制の確立に努めるとともに、防災意識の啓発・向上を図ります。

洪水等による被害を最小限に抑えるためには、自助、共助、公助それぞれの災害に対応する能力を高めることが大切であることから、自助行動に関するパンフレットを作成し、市町職員や自主防災組織、一般住民向けに提供しています。併せて、災害の発生前から地域住民や関係機関が、迅速で的確な対応をとるには、その対応をあらかじめ時系列に明確化したタイムライン（防災行動計画）を活用した取り組みを行うことが重要であり、市町がタイムラインを作成する際、助言等の支援を行います。



自助行動啓発マニュアル  
(市町村職員、自主防災組織向け)



自助行動啓発パンフレット  
(一般住民向け)

<福岡県 HP 自助行動啓発マニュアル・パンフレット>  
(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/self-help-action.html>)

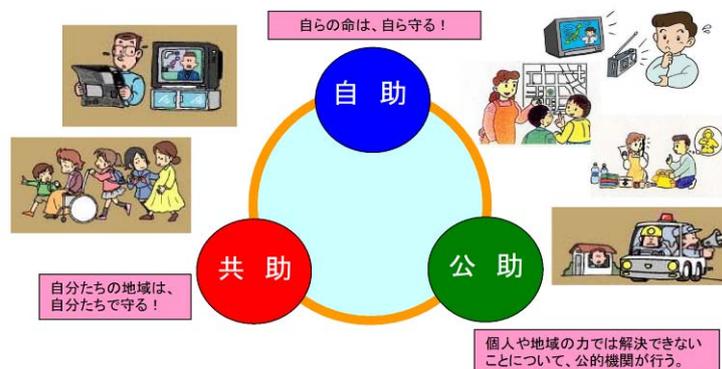


図 5.11 総合的な被害軽減対策イメージ（自助、共助、公助）

### 5.4.3 河川の利用・整備等に関する地域住民との連携

#### (1) 河川愛護意識等の普及及び啓発

河川愛護月間等における行事、各種イベントを通じて河川愛護、美化意識の普及、啓発に努め、それらを推進する組織づくりを促進すると共に、地域住民の関心がよりいっそう河川に向くよう、積極的な広報活動等に努めます。

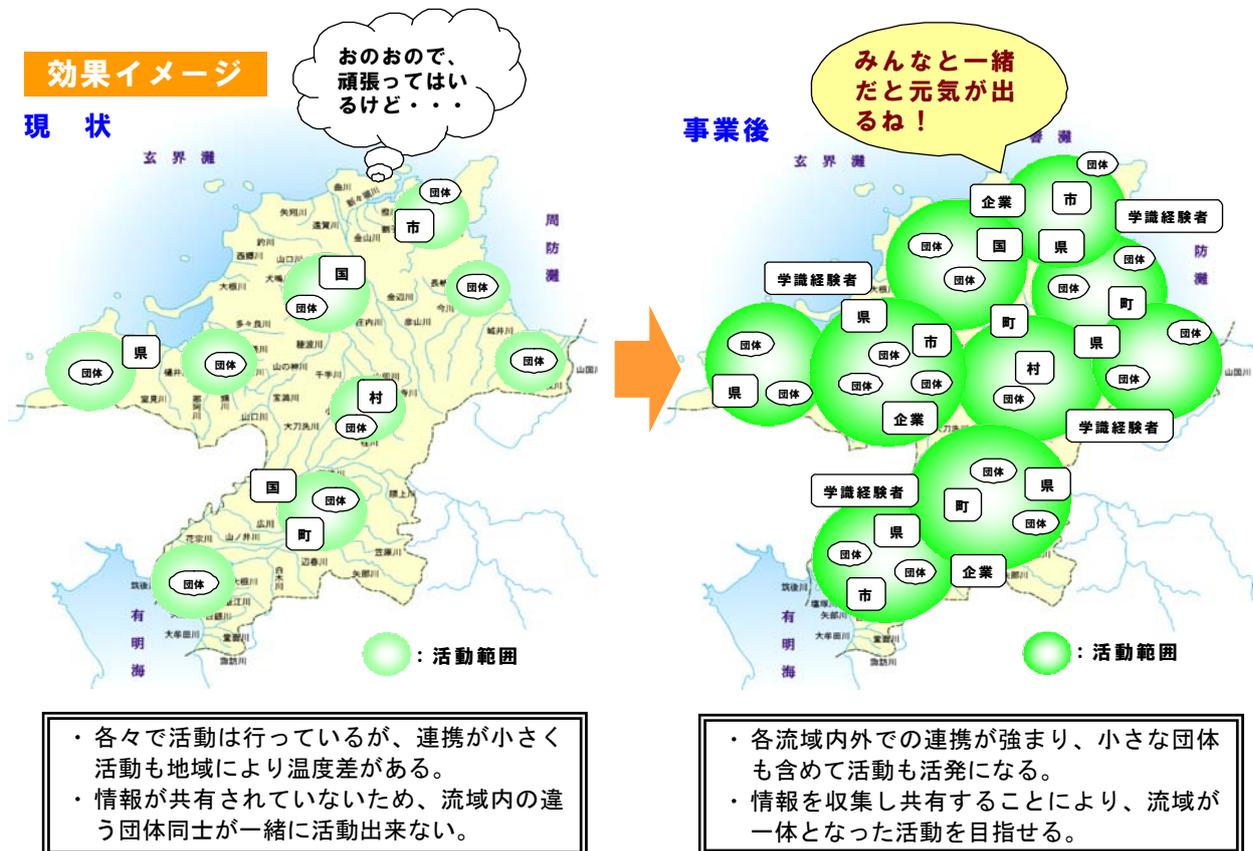


図 5.12 河川愛護意識の普及及び啓発イメージ図



写真 5.1 ふくおか水もり自慢！



写真 5.2 中間市曲川清掃活動

(2) 水難事故防止のための教育

近年、局地的集中豪雨による水害及び水難事故が全国各地で発生しています。

国土交通省では、平成20年7月の兵庫県都賀川の急な増水による痛ましい事故を受け、「水難事故防止策検討ワーキンググループ」の設置及び対策の検討が行われ、平成21年1月に報告書がとりまとめられました。福岡県では、近年増加している局地的集中豪雨による水難事故対策として、河川を利用する方々に、天候の急変などによる急激な増水や水辺の危険箇所を知ってもらうために、子どもを対象とした「ふくおか水辺の安全講座」を平成21年度からNPO法人の協働で開催しています。

「ふくおか水辺の安全講座」案内パンフレット

ビデオにより川の危険箇所を知る



魚取り、カヌーで川の楽しさを学ぶ



遭難したときの流され方、スローロープによる救助



急な出水により中州に取り残された場合の集団での歩き方



水辺の安全講座の様子

(3) 河川愛護活動の支援

県では、河川を管理していく上で、管理者が責務を全うすることに加え、地域の財産である河川を地域の手で守ってもらうことが、永続的に健全な河川環境を維持していく上で必要なことだと考えています。

そのため、「クリーンリバー推進対策事業」として、河川愛護団体に河川の一部区間の「里親」になってもらう届出制度を創出し、活動中における事故救済のための保険への加入や報奨金・ゴミ袋・手袋の支給等の支援を行います。

また、「企業協働河川愛護事業」として、自ら河川愛護活動を行う河川愛護企業や、河川愛護団体だけでは実施が困難な作業等について河川愛護団体の支援（伐木、伐根、整地など）を行う河川愛護活動支援企業の登録など、企業の地域貢献と連携した支援を行います。

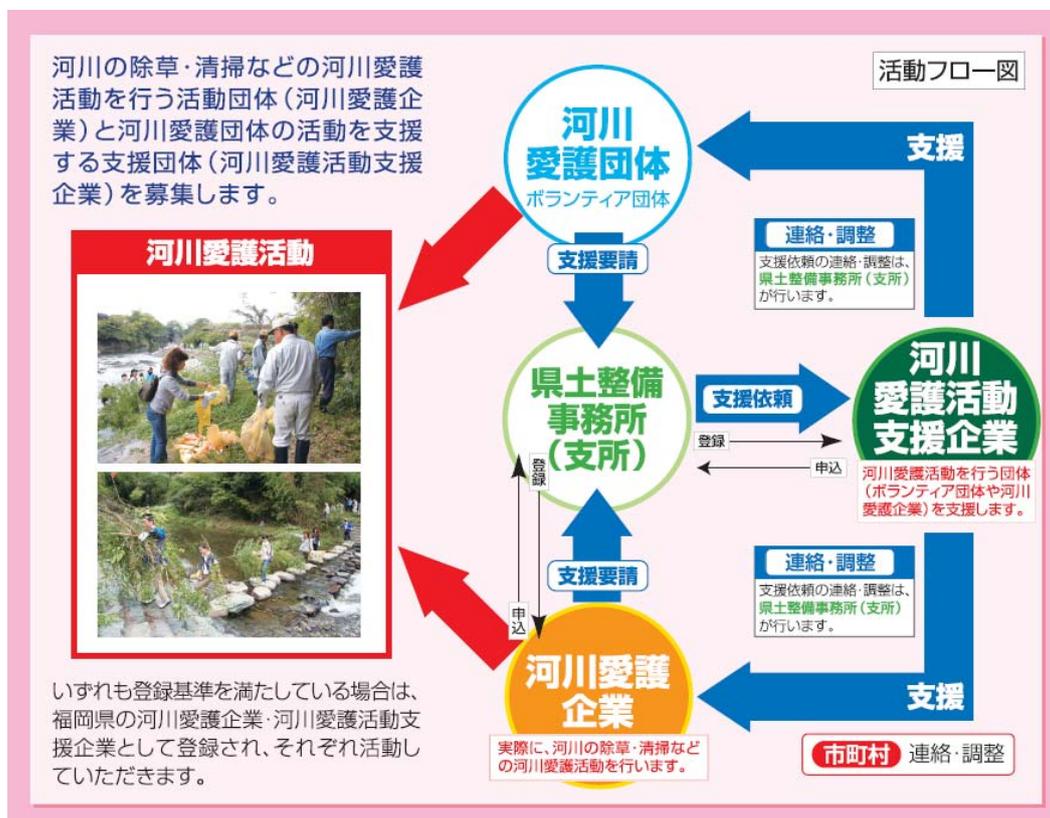


図 5.13 企業協働河川愛護事業

#### (4) 環境に配慮した連携の重視

河川やその周辺における不法投棄、ごみのポイ捨て、生活雑排水、また、外来種の侵入等、多様な生物を育む良好な河川環境を保全する上で、不利益となる要因は種々あります。

そのため、永続的に良好な河川環境が維持できるよう、国、市町などの関係自治体や地域住民、河川愛護団体等との連携を深め、環境教育・環境学習の場として活用を図るとともに、それら活動の促進・支援に努めます。また、下流右岸圏域で確認されている特定外来生物については、治水、河川環境への影響を踏まえ、関係機関や地域住民等と連携・協力し、除去等の取り組みに努めます。

#### (5) 河川整備のための連携の重視

河川整備をより円滑かつ効率的に推進していくためには、関係機関はもとより沿川の地域住民の理解と協力を得ることが重要です。

そのため、必要に応じて、河川の利活用、河川環境に関する地域住民の意見を集約し、学識者等の考えを参考にしながら、国、市町などの関係自治体ならびに地域と連携した河川整備の実施に努めます。

(6) 河川情報の共有化の推進

地域住民の一人一人が河川の現状と課題を認識し、行政と共に問題解決に当たるためには、河川について広く理解してもらい、河川が有する優れた価値を共有する必要があります。

そのため、パンフレットの配布やイベントの開催、インターネットホームページ※4 等様々な情報伝達手段を活用することにより、情報の公開・提供に努めます。

「福岡県河川協会」※4 のアドレス：<http://www.fukuoka-pref-kasen.jp/kasenkyokai/>



図 5.14 インターネットホームページ（福岡県河川協会）